

---

出席議員（19名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	加 茂 紀代子 君
22番	伊 藤 一 男 君		

---

欠席議員（1名）

18番	加 茂 力 男 君
-----	-----------

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
まちづくり推進課長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 幹	相原	光男

---

議 事 日 程 (第4号)

平成21年2月19日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 議案第 1号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 5 議案第 2号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例
- 第 6 議案第 3号 柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 第 7 議案第 4号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例

- 第 1 2 議案第 9 号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 1 3 議案第 1 0 号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - 第 1 4 議案第 1 1 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第 1 5 議案第 1 2 号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例
- 

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 議案第 1 号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 5 議案第 2 号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が18番、加茂力男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において12番小丸 淳君、13番星 吉郎君を指名いたします。

---

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 議案第1号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（伊藤一男君） お諮りいたします。日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第4、議案第1号固定資産評価委員審査委員の選任について、以上3カ件をいづれも人事案件でありますので、全員協議会においてお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認め、これより直ちに委員会室において全員協議会を開催しますので、ご参集願います。

それでは、ただいまから休憩いたします。なお、全員協議会終了次第開催いたします。

午前10時02分 休 憩

---

午前10時09分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員本多敬一氏が、平成21年6月30日をもって任期満了となることにより、仙台北務局長から後任の推薦依頼がありました。これを受けまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、かつ人権擁護について理解がある佐久間捷哉氏を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。

佐久間捷哉氏は38年間にわたり小中学校の教諭として教育行政にご尽力され、退職後もいじめ、不登校、虐待など子供をめぐるさまざまな問題の解決に積極的に取り組まれてきました。今後も人権擁護委員としてこれらの問題の解決に熱意を持って取り組んでいただける方でございますので、何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

○議長（伊藤一男君） これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはこれを同意することに決定いたしました。

日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員郡山登美子氏が平成21年6月30日をもって任期満了となることにより、仙台北務局長から後任の推薦依頼がありました。これを受けまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、かつ人権擁護について理解のある木島基子氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

木島基子氏は、現在民生委員、児童委員としてご活躍されており、また地域においてもさまざまなボランティア活動にご尽力いただいております。これまでの経験を生かして高齢者への虐待や障害のある人への差別などの人権問題に対し積極的に取り組んでいただける方でございますので、何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

○議長（伊藤一男君） これより諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員として平成12年4月から9年間ご活躍いただいております熊谷喜六氏は平成21年4月12日をもって任期満了となります。熊谷氏は建築関係の業務に携わり、評価に関する知識が豊富な方ではありますが、今回の改正により後進に道を譲りたいという本人

からの申し出がなされておりました。つきましては、熊谷氏の後任として新たに井上武夫氏の選任について提案するものです。

井上氏は建築士の資格を有し、住宅関連の価格動向や評価について精通しており、実務経験も豊かで、人格的にも質実温厚にて職務遂行能力も十分兼ね備えた方でございます。昨今、固定資産評価に関する住民の関心度も高くなっており、固定資産評価に識見を有する井上氏を委員に選任したいので地方税法第423条第3項の規定により選任のご同意をいただきたくご提案申し上げます。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

○議長（伊藤一男君） これより議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてはこれに同意することに決定いたしました。

---

## 日程第5 議案第2号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

○議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第2号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例についての提案理由を申し上げます。

初めに、町のこれまでの取り組み経過について述べさせていただきます。

町では参加と協働によるまちづくりの必要性から、平成14年度に柴田町まちづくり委員会を住民公募により設置し、住民主体のまちづくり活動促進のための環境づくりに取り組みました。平成16年度からは、柴田町における地域自治の仕組みの調査研究や、住民と行政の協働事業を

展開する中で、平成18年10月28日に住民自治基本条例をつくる会が発足いたしました。検討に当たっては、住民自治基本条例の性格から自治の主役である住民と行政が連携して行うことを基本として、公募住民59人と町職員6人の計65人でスタートし、（仮称）柴田町住民自治基本条例の素案策定に向け1年9ヵ月にわたって検討がなされ、平成20年8月1日に条例案の骨格となる報告書をいただきました。

つくる会では多くの住民等の意見を素案に取り入れるとともに、参加と協働によるまちづくりの理解の輪を広げるため、説明会の開催、情報発信紙の全戸配布や町民フォーラムの開催など広報、啓発活動にも積極的に取り組んでいただきました。町ではつくる会からいただいた素案の趣旨を最大限尊重しながらも、多くの方の意見を条例に生かせるようパブリックコメントを実施し、また職員検討会議及び住民自治基本条例推進本部で条例案を検討し、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の条例案の策定を行いました。

町ではこれまでも町民参加のまちづくりを進めてまいりましたが、こうした取り組みは必ずしも確立されたものではなく、体系化されていませんでした。行政と住民が創意工夫を凝らしてみずからの考えとそれぞれの責任において自立的なまちづくりを行っていくためには、その方向性をあきらかにする条例を持つことがより重要になってきております。これからの自治体運営には、地方自治法などの法令にない事項についても自治体が独自にその運営方法を明確にしていくことが必要になってきております。

このような認識のもと、住民自治によるまちづくり基本条例は住民が主役のまちづくりを進めるために、地域のことは地域で行えるよう地方自治の原点に立ち返り、新たな参加と協働によるまちづくりを実践していく上で重要であるとの考え方から、まちづくりの基本理念や担い手である住民、議会、行政等の役割などの基本的事項を最高規範性を持つ条例として明文化したものでございます。すべてのまちづくりの担い手が協力し合って、日本一住みよいまちづくりの実現に向けたまちづくりの活動の輪を広げ、活発化することを願ってここに本条例を提案するものでございます。

最後に、この条例は住民自治基本条例をつくる会の皆様が200回以上の会議を開き、まとめ、町長に報告された条例素案がもとになっております。また、きょうは多くの町民の方も傍聴においでで、活発な議論の展開を期待していると思います。ぜひ、今回議員の皆様から多くのご意見やご質問をいただきたいと思っております。特に、この条例に疑問を抱いている議員の皆様には、どこに問題があるのか、町民の皆様やつくる会の皆様にもわかりやすくお一人お一人ご発言していただけないものかと思っております。適切にご指導、ご指摘があれば、議員の皆様



のご意見を取り入れてよりよいものにブラッシュアップすることも可能であると思っております。ご発言いただかないと、どこに問題があってなぜ納得していただけないものなのか説明することもできませんので、よろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それではご説明を申し上げたいと思います。

議案第2号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の説明をさせていただきたいと思っております。これまでの条例制定に向けました町の取り組みや必要性につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。町ではこれまでも、例えば協働参加ということであればもったいない運動町民会議を初めといたしまして、おもてなし作戦、それから地域住民や企業等の共同による清掃活動や地域の集会所建設につきましては、計画設計の段階から地区住民の参加を得るなどして、多くの住民の方々と連携を図りながら協働のまちづくりを進めてまいりました。住民が主役のまちづくりを進めるために、まちづくりの仕組みをともに作り上げるための方向性を示します住民自治によるまちづくり基本条例は、これからの参加と協働によるまちづくりを実践していく上で体系化した条文としてぜひ必要であると考えてございます。

それでは、議案の説明の前に事前にお配りさせていただきました資料について簡単に述べさせていただきますと存じます。お手元に配付させていただきました平成21年第1回定例会議案第2号関係資料その1といたしまして柴田町住民自治によるまちづくり基本条例説明資料といたしまして前文から附則までの規定に対する考え方を記載いたしましたものでございます。この中で、各条に対して考え方、解説という形で記載したものでございます。

次に資料その2といたしまして条例全体の組み立てを示しました構造図と、条文の中で第5章でまちづくりを活発にする制度等といたしまして位置づけております、まちづくり提案制度の概要と流れについて記載させていただいた資料でございます。また、条文の31条で規定いたしております、まちづくり推進センター、32条で規定する住民投票制度並びに第33条の推進委員会でございますが、これは附則で規定いたしておるように、これから条例を個別条例として作成させていただくということで、その概要と考え方を記載させていただいたものでございます。

それでは議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例について次のように制定するものでございます。まず目次でございますが、本条例は前文と第1章から第7章までの35条の本文並びに附則について構成されてございます。条例名でございますが、住民自治によるまちづくりとは、まちづくりは地域内の住民の意思と責任において進めることを基本といたしまして、さまざまな個人や団体との参加と協働によってまちづくりを進めることを基本となる条例との考え方からこの名称とさせていただきます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。

前文でございますけれども、柴田町の自然環境や歴史、住民の思いや条例制定の目標等を述べさせていただきます。住民が主体となり参加と協働によるまちづくり、それによって住みよい町を実現するためにこの条例を制定する、並びに決意等々を述べさせていただきます。

第1章でございますが、総則でございます。この条例の目的、他の条例との関係を規定いたしました位置づけ、本条例で適用する用語を規定させていただきました。第1条でございますが、この条例を制定する目的について規定してございます。第2条でございますが、柴田町のまちづくりにおける条例の位置づけを規定したものでございます。第3条でございますが、この条例を定めるに当たりまして認識を共通しておくべき用語について規定したものでございます。

第2章でございますが、まちづくりの基本理念では第4条と五つの項目を基本理念として定めさせていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

第3章のまちづくりの考え方を定めさせていただきます。第1節につきましては参加及び協働によるまちづくりを定めました。第2節でございますが、担い手の役割について規定したものでございます。第1節参加及び協働によるまちづくりでございますが、情報の共有、まちづくりの主役、担い手、参加、協働について規定させていただきました。第5条でございますが、まちづくりの基本を情報共有、参加及び協働により進めることを規定させていただきました。第6条第1項では、まちづくりの主役を住民と規定させていただきました。第2項では、担い手はまちづくりにかかわります、すべての個人や団体といたしまして、住民、地域コミュニティ、住民活動団体、事業者、議会および行政機関と規定させていただきました。第7条でございますが、参加によるまちづくりを進めるために第1項で参加できる機会の拡充を定めました。第2項では参加の輪を広げ、維持していくための環境づくりについて規定した

ものでございます。第8条でございますが、協働によるまちづくりを進めるため共通の課題や目標に向かってともに行動していくよう努力することを規定したものでございます。第9条でございますが、交流及び連携によるまちづくりについて規定させていただきました。第10条でございますが、まちづくりを支える情報共有について規定したものでございます。

次に11ページをお開きいただきたいと思います。

第2節でございますが、担い手の役割を定めたものでございます。第11条でございますが、住民の役割、第12条においては地域コミュニティの役割、第13条では住民活動団体の役割、第14条では事業者の役割。

次に12ページをお開きいただきたいと思います。

第15条で議会及び議員の役割、第16条で行政機関、町長及び職員の役割について定めさせていただいたものでございます。

次に第4章でございますけれども、この条例の特徴でございます、まちづくりを進める方法といたしまして実効性のある規定を第1節から第4節まで定めさせていただきました。

次に13ページでございますけれども、第1節のまちの将来像では、基本構想をまちづくりの将来像と定めまして、基本構想並びに実施計画の策定方法を第17条から第19条まで規定させていただきました。この策定方法につきましては、住民等の参加を積極的に進めるよう規定させていただいたものでございます。

次に13ページから15ページにかけてでございますけれども、第2節につきましては地域コミュニティでございます。運営、組織のあり方、住民等がみずから策定する地域の将来像づくり、地域計画づくりと地域に対する行政の支援につきまして第20条から23条まで規定させていただきました。

15ページでございますが、第3節の行政運営について定めさせていただきました。ここでは情報共有の促進、透明化、住民等の参加の促進につきまして第24条、第25条及び16ページの26条まで規定させていただいております。参加の促進をする方法といたしまして、住民等の懇談会の機会の拡充や行政機関の附属機関等の組織構成員に公募枠を原則として設定するなどを規定させていただきました。第4節でございますけれども、協働の推進でございますが、協働を継続的、発展的に進めるための留意事項や環境づくりにつきまして第27条、28条及び第29条で規定させていただきました。

次に17ページをお開きいただきたいと思います。

第5章まちづくりを活発にする制度等を定めたものでございます。第30条でまちづくり提案

制度といたしまして意見提案と活動実践提案の2項目について規定いたしました。提案に対する町長の支援や情報の公開について規定してございます。第31条になりますが、参加及び協働によるまちづくりを促進するため、まちづくり推進センターの設置について及びその運営の基本と事業についてを規定させていただきました。第32条でございますけれども、ここにつきましては住民投票制度ということで規定させていただいてございます。この条例につきましては、参加と協働というまちづくりの基本的な考え方にのっとりまして、住民の意思を最大限反映した町政運営が必要だということの考え方から本条例の条文が構成されてございます。そういった関係の中で住民投票は住民参加の手段の一つといたしまして位置づけさせていただいてございます。その旨の規定でございます。

それから第6章の条例の推進では第33条に本条例に基づきますまちづくりの状況を検証するため柴田町住民自治によるまちづくり基本条例推進委員会を設置させていただき、提言及び町長の講ずべき事項について規定させていただいたものでございます。第34条ではこの条例が時代とともに経年劣化するという軽減を防ぐために社会情勢の変化等に対応するという考え方のもとから見直しすることを規定したものでございます。

19ページに入りますが、第7章雑則でございます。この条例に定められていない事項等についての委任を規定したものでございます。

最後になりますが、附則でこの条例の施行日について規定してございます。規定の仕方といたしましては、新規条例の施行期日を2段階で規定させていただいてございます。お手元に配付いたしました資料2でございますが、第31条まちづくり推進センター、それから32条住民投票制度、それから第33条で規定させております推進委員会等の規定はこれから個別の条例という形の中で整備をさせていただくという考え方を持ってございます。したがって、それらが整いまして施行された日より発するというものを規定させていただいてございます。

その他の条文の規定でございますが、住民等への説明期間等々を考慮させていただきながらもっと広く町民の方々に周知をするという考え方、それから地域における説明会等々を実施するという考え方のもとからこれらを周知徹底するという期間を設けまして平成21年10月1日から施行と定めたものでございます。

以上で議案第2号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例のご説明を申し上げさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 何点か伺わせてもらいます。

まず、このまちづくり基本条例をつくりますと、附則にあった住民投票制度も必ずできるということになりますと、住民投票制度についての考え方を町長に聞いておきます。この住民投票制度なんですけれども、これは常設型で諮問型、こう書いてあるんですけれども、この住民投票制度というのは大体全国的に見ますと、例えば原子力発電所とか、それから米軍基地などがほとんど。あと、合併の是非に使われているのがほとんどなんです。90%以上とこんなふうに見ておりますが、例えば今回の合併のように町単独で自立のまちづくりをつくるのか、または合併して別なまちづくりをしていく。大変重要な問題を抱えたときに住民の意思を確認する制度であります。ですから、今議会、町で大変重要な問題を抱えております。例えば、合併のほかにはごみ焼却プラントとか、それから中核病院で将来必要だといわれているがん病棟建設、そんなものにこれを使われると、これは住民投票を使われるということではないと思うんです。ですから、住民投票の実施するときの要件とか対象要件の検討をすべきとこう考えておりますが、町長はどんな要件とか対象というものを考えているのかお伺いします。

それから、住民投票の年齢についてであります。上位法の国民投票は18歳を基準に考えております。2010年に20歳で成年とみなす民法4条改正について法務大臣の諮問があり、諸外国の成人年齢、選挙年齢が18歳と圧倒的に多いこと、ということで、物事の判断する力や自活能力などが18歳なら身につくということで18歳にした経緯があります。ちなみに、諸外国というのを調べてみましたところ、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、ベルギー、スウェーデン、オランダなどでした。しかし、成人として認めるかどうかはまだ確定しておりません。また、国民投票も実施されておりません。振り返って、柴田町は前回の3町合併のとき住民投票をやっているわけです。そのときは20歳からの参加を認めております。今回の3町合併の住民投票も前回同様の基準にならざるを得ないのかなとこんなふう考えております。

住民投票の参加権を我々は何歳にするのかということもここでは全然書いていないんですけれども、町長は18歳という考えを1度言われたことがあったと記憶しております。これについてお伺いしたいと思います。

それから、住民投票に関してこの条文に首長と議会はその結果を尊重する。諮問型としてどうなのかと。議会としてかわりはこれだけでよいのだろうか。また、どのようにかわっていけばいいのか。議会にはどのような役割を持たせるのか。こちら辺もお伺いしたいと思います。

それから4点目です。町内会や旧来の地域住民意識をどんな方法で取り込んでいくかという  
ことで、私これをずっと条文を読んでいましたんですけども、なかなか条文だけで行くのか  
どうかということがあります。実際に私は商店街の花植えを皆さんと一緒にやっているんです  
けれども、10年近くやっておりますが、参加しているメンバーというのはほとんど同じなんで  
す。知っていても、見てもお手伝いしますからと言う方はなかなかいないんです。ここら  
辺が一番私は問題ではないかと。昨年、約10年近くたって昨年初めてうちの区長が「うちの区  
の中にこの商店街があったのね」ということで、去年2回お手伝いしてもらったのが初めてで  
す。やはり、これはなかなか難しいんです。簡単に条文だけできてやれるのかどうか、ここら  
辺の仕組みがどんなふうにしていくのか。ここら辺をちょっと、これは課長にお伺いしたいと  
思います。

それから、もう一つ、非常に気になったのがあるんですけども、条文には「何々すること  
と」とか、「するものとします」とか、これは非常に難しいとか読みにくいとか読み  
づらいというんですか、いずれもいろいろなところの自治条例などを見ますと方言を使ったり  
非常に優しくもっと読みやすく私には見えるんですけども、こういう文言を削除することは  
できないのかどうか。当然、町では専門家をお願いしてこういう条文にしたと思うんですけれ  
ども、ここら辺、もう少し簡略にできないのかどうか。以上、5点をお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、投票制度なんですが、あくまでも常設の住民投票条例ということ  
を考えております。そのときにもどういった案件をかけるかというのは前もって議会の議決をい  
ただいてかけるということなので、先ほど言った病院の問題とかは一たん議会にかかってから  
これが常設の住民投票条例になじむかどうかは議会のチェックが入るということです。ですか  
ら、やたらかたらといいますか、住民投票が行われるという危険はないと。あくまでもその内  
容については議会がチェックするというところでございます。考えられるのは、これはアメリカ  
などでは大統領制の選挙のときにはもう30ぐらいの住民投票というのが行われておりますが、  
内容としましては、考えられるのは先ほど言った合併、これはあると思います。それから、産  
業廃棄物処分場の建設、これも実際にやられております。そのほかやられているのは数少ない  
んですが、私としてはギャンブル施設の導入とか風俗施設の立地、こういうものについてもち  
ろん議会の議決を得るという前提でございまして。ですから、常設条例はかける内容を審査して  
いただくということでございます。

それから、2番目の住民投票の年齢でございまして。これについては国民投票の関係で18歳と

いうことですが、あくまでも今回は常設条例を設置することにとどめさせていただきまして、常設条例の中身は、もしお認めいただければ議会と一緒に考えていきたいと…。ちなみに、今回の18歳ということで、3町合併のアンケート調査、これにつきましては18歳以上の方々にアンケート調査をして将来のまちづくりの方向についてご意見をいただいております。ですから、町長が18歳と決めたわけではなくて、今回は投票条例が設置する、その内容につきましては議会の皆さんと20歳がいいのか18歳が限度だと思うんですが、これについては新たな条例の中で議論をしていきたいと考えているところでございます。

3点目、あくまでもこれは諮問型でございます。尊重するということになりますので、いろいろな、例えばギャンブル施設が、賛成という結果が100票差でついたということでも、それに決定ということではなくて、100票差を首長や議会が尊重しながら最終的には意思決定はみずからやるということになる制度でございます。あくまでも諮問型、決定型ではないということです。選挙と違うということです。選挙は1票でもそれで決まりということになりますが、今回は諮問型でございます。あくまでも尊重ということなので、意思決定は首長と議会に残るということでございます。

それから、この条例をつくることによって、実はその花植えとか盛り上がっていない、実はそういう花植えの運動をだんだんみんなやっていこうという意識を育てるための条例だとお考えいただきたいと思います。ですから、役所、この柴田町を構成しているのは団体自治、我々議会とか執行部という組織の運営に住民が参加するということをこれまでやってまいりました。これは町長へのメッセージとか審議会への参加、審議会に関しても住民のこ公募制を拡大したり、パブリックコメント制度を実施したりという組織運営に対しても住民参加をやってきましたけれども、もっともっと住民参加をお願いしたい。これは議会も同じだと思うんです。開かれた議会を目指して、議会の方でも住民懇談会をやったり一緒に研修したりしております。ですけれども、それは、その場その場で、皆さんで話し合って決定されているということになっているわけです。そうではなくて、もう住民参加というのは柴田町である程度ルールに基づいて行われるということを決めるというものです。

それと、もう一つはまちづくりに参加するということで、花いっぱい運動とかこういうものをもっともっとみんなで活発にしていこうと思っております。ですから、住民のまちづくり、4区につきましては資源回収という、きのうも話題になりましたけれども、区長さんを中心に集団回収というのも盛んになってきております。ですから、こういう活動を、この条例を作ることによってもっともっと各地区に普及させて、みんなで町をつくっていこうと、その趣旨を

ここに盛り込んだものと考えております。ですから、あくまでも団体運営の住民参加をより積極的にする役割と、それからみんなで町を参加しながら、協働しながらその住民運動とか活発するということなので、決してこの住民がすべてを決めるという内容にはなっておりません。その辺をご理解いただきたいと思っております。

あと表現ですね。「するものとします」ということにつきましては、いろいろこれにも表現がございます。これについては担当課長の方から説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 条文の表現のご質問でございます。お答え申し上げたいと思っております。実は先ほど町長の答弁、提案理由の中にもこれはつくる会ということで組織をさせていただきながら素案の作成にいただきました。そのつくる会の方々の考え方の中に、どうしても法制に合致した条文になりますとなかなかわかりづらいというご意見等々がございまして、わかるような表現にしたいということで作業に入らせていただきました。そういった中でいろいろ字句が出てきたんですけれども、例えば「住民の思い」とか、それから「話し合いの積み重ね」とか、普通の条文の中ではなかなか出てくる言葉ではございません。それから、「自覚をしよう」とか「まちづくりを行えるよう心がけよう」とかということの多種多様の言葉で条例素案の原案はいただいております。

そういった中で、今後町の方で条例化に向かうということになれば、その法の制度の中で表現するということになってきまして、なかなか整合が難しいということでございました。それで、条例の素案に対する条文に移す考え方といたしましては、やはり可能な限り条文を簡素化するといえますか、なかなか表現は非常にわかるんですけれども、非常に、例えば重複するような言葉だったりそういったこと、それから先ほど申し上げました、俗に言う表現のための修飾語といえますかそういったものがございました。それらを極力生かしつつ条文に反映させるということを基本にいたしましてこの法制作業が進めたという内容でございます。

もう一つは、条文ではほとんどが「です・ます調」ということで記載させていただいてございました。あくまでもまちづくりにおきましてそういった表現でお願いしたという内容で条文をまとめておるということでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 課長、今ちょっとずっと答弁を聞いていたんですけれども、非常にわかりづらいのでわかるように今例題を出します。それを見てどうなるかちょっと。第34条の最後に「適切な措置を講ずるものとします」とあります。「適切な措置を講じます」、これでも通



じるんじゃないかと。私、条文づくりちよつとなれていないもので、これはこういうふうにしてないといけないのかどうか。例えば35条、「必要な事項は別に定めます」。これだけでなっているんです。それとこれとそんなに違わないのと思うんですけども、こちら辺の違いというのはどうなっているんだろう。ちょっとここだけわかりやすく教えてください。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 第34条でございますが、この条例の見直しということでございますが、一つは適切な措置を講ずるものとします。これはあくまでも条例の見直しということで義務規定といいますかそういうことで、これは「町長は」というものが主題になってございます。町政のものにつきましてはそういった義務規定を引用するということにさせていただきます。それと、35条の委任でございますが、必要な事項は別に定めますということで、この条例に基づきまして個別条例で実施していくものについてはこのようなくだりの表現を使わせていただいたという内容でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。1番、広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 31条のまちづくり推進センターにかかわって事業運営のあり方なんですが、一つはその事業予算について、例えば収入は、100%町の予算なのか、あるいは補助事業なのか、それから会員を募って一般会員などからの会費も充てるのかということをもとに伺いたいと思います。

それから組織イメージ、資料の中にある組織イメージの中で常勤の住民スタッフなども書かれておりますが、この方についてはしっかりとした雇用契約を結ぶような形になるのか、ボランティアになるのか、その辺も伺いたいと思います。

それから、33条にまちづくり基本条例推進委員会というのがあります。推進センターと推進委員会がありまして、この二つの機関の役割の違いを混同しないようにということでご説明願いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。推進センターの関係でございますけれども、一つは、これは推進センターは、町で設置するというところでございます。したがって、その予算関係等々につきましては町の予算ということになります。それから、この事業を展開していった、この中に意見と、それから活動実践に対する項目と両方あるわけでございます。そういった中でこの部分については、今後やはり100%補助ということではなくて、自分たちはいろいろこの財源を持ち寄りながらこの事業に対して補助する。ただいま地域づくり

事業補助金ということで、まちづくり推進課の方でいろいろ住民の方々が事業展開するときに補助制度を持ってございます。上限額が20万円ということで、事業費の2分の1補助という事業を持っているんですけども、そういった中で今後事業の限度額なりその事業内容にもよりますが、それから補助率等々につきましてもこれからいろいろご審議をいただきながら別途条例の中で定めていきたいと考えてございます。

それから常勤といいますか雇用スタッフでございます。これはあくまでも地域の方々というよりも、まちづくりを行っていく方々も当然これからそういう技術なりいろいろな指導助言という人材育成の観点から、職員と一緒にこの事業が当たっていきたいということで、これはボランティアというよりも、人数は1名になってございますけれども、あくまでも人材育成の観点からある一定期間は雇用するという形を考えてございます。

それから33条の推進委員会でございますけれども、これは先ほど申し上げましたけれども、当然条例が施行され、この条文が、例えば社会の情勢にあってきたのか、あるいはこの部分がどうしても受け入れられないのか、まだまだ促進が図らなければならないのかとかという諸問題が出てこようかと思っておりますけれども、そういったときには4年を超えない範囲といえますか、条例を検証しながら見直しを行っていくという考え方でございまして、これは推進センターとはまた別ということで、これは条例内部の検証機関と考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） そうすると、推進委員会というのは第三者機関的な位置づけになるのかと。要するに、客観的な視点も必要になると思いますので、その部分では推進センターのスタッフからの意見ももちろん聞く必要はあるんでしょうが、それ以外のところで第三者的な立場を持ち得る機関になるのかなとも思いますが、その辺をご答弁いただければと思います。

それから、別条例として先ほどの住民投票制度も含めて推進センター、推進委員会というのが出されてくるということなんですが、大体どのようなスケジュールで議論がされるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、直接条文とは関係ないんですが、これまでこの条例をつくるに当たって活動されてきたつくる会の皆さんが今後どういう活動をされていくのかということも含めて伺ってきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 先ほどちょっと舌足らずで大変申しわけございませんでした。推進委員会の関係でございますが、町の位置づけとしては附属機関という位置づけをさ

せていただきたいと考えてございます。それで、構成員等々でございますが、当然条例の形骸化とか社会状況によって当然出てまいりますので、学識の経験者なり住民公募の方々も入っていただくなり、それから推進センターのスタッフといいますかそういった方々も入っていただき、当然町も入るということで、おおむね10人程度の構成メンバーで検証を行っていきたいと考えてございます。

それから、今後の31条の関係の別途条例の関係のスケジュールということでございますが、まず31条にただいまご指摘等々をいただきました推進センター、それから32条に住民投票制度、それから33条に推進委員会というものがございます。まちづくり推進センターにつきましては今後やはりいろいろ検討していかなければいけないという状況でございます。この検討のあり方につきましては、先ほど申し上げました推進委員会的な構成メンバーを持ちまして、当然その中には今後町の設置ということになれば役割、それから機能、どういう業務というものが出てまいります。そういった中で議会の方々にもお入りいただき、いろいろご検討いただきたいということで、これにつきましては、本条例は10月から一応施行を予定させてございますが、これは4月、5月、早くても5月以降という形で準備をさせていただいて、その中で検討していきたいと考えてございます。

それから、32条の住民投票制度の関係でございますが、これは非常に町民の方々、当然議会の方々、行政機関にとっても非常に重い条例の制定になると考えてございます。先進地の事例を考えたときに、おおむね1年半か2年、あるいは長いところで3年ぐらい議論をして上程しているという事例もございます。当方の方でもすぐに制定するというのではなくて、いろいろな先ほど我妻議員さんからもご質疑いただきましたけれども、いろいろな要件を決めなければなりません。それも住民の方々も共有していただかないとなかなかできないということと、あとすべてが住民投票なのかということではなくて、当然住民投票で法令に定められているという事柄につきましては、それは除かれるわけございまして、ではどういうものが対象になるのかという対象要件もあろうかと思います。

そういったこと、それから今直接請求の中には今の地方自治法の現行制度の中で条例の改廃・制定というものは直接請求の中で住民の方々が権能としてお持ちでございますが、それとは別の住民投票制度でございますので、そういった中で、ではどういう年齢要件、先ほどもありましたけれども、そういったすべての事柄、それから投票率などでも当然出てくる話だと思いますけれども、そういうものをすべて網羅しなければならないと考えてございますので、非常に議論が必要な議会になるところかと思います。これらの部分につきましても21年度の新年

度になりましたら、これらを整えながら時間をかけてゆっくりご議論をいただきたいと考えてございます。

それから推進センターでございますけれども、これも当然4年以内にということで4年を超えない範囲でやはり検証するという条文になってございます。であれば、どういう箇所を検証しながらどういうものやっけていくのかということで、これらの委員会の中でも今後当然条例化していかなければいけないものですから、それらも議会の皆様と一緒に進めていきたいと考えてございます。これらは一斉にすべてスタートできればよろしいんですけども、なかなか重い条文もございますので、それは21年の早くて6月以降あたりから準備を始めていきたいと考えてございます。

それから、これからのつくる会の動きということでお話がございました。実はつくる会が発足されて、つくる会につきましては要綱で定めさせていただいてございます。条例施行の日までは、つくる会は継続するという要綱になってございますが、継続的に今のつくる会の方々の動きといたしましては、条文の解説書はどうあるべきかとか、それから地域に対してこういう条文で、条文といいますかこういうまちづくりにおける今後の条例のあり方とか、こういう条例は当然必要になってきたということで、地域に対する説明会なり啓蒙活動なり、それを行っていただいております。今後もそういった中で、つくる会の方々はまちづくりを行っていくための大きな人材だと考えてございまして、今後も私ら方と手をつないで、いろいろ活動の中で条例の周知なり等々を行っていききたいと考えてございまして、今後も継続してご活動をいただきたいと思いますと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。21番、加茂紀代子さん。

○21番（加茂紀代子君） 住民自治基本条例をつくる会の方々が熱心に討論され、そして研究されたと思いますけれども、今回、町で出しましたのは柴田町住民自治によるまちづくり基本条例と名前がかわっております。私は住民自治基本条例として出されるのかと思っておりましてけれども、名称がかわりましたのでその名称がかわった理由なども教えていただきたいと思っております。

もう一つ、住民59名、そして役場職員65名で検討し、報告書をつくったと思います。とても長い期間がかかっていたんですけども、今回出されました内容とかなり違っている部分があるように思われますが、そのかわった理由も町長、教えていただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 住民自治基本条例という中身、考え方はかわっておりません。ただ、つ

くる会の方々が検討しているいろいろなところで説明会を開きますと住民自治基本条例はかたいという表現がございましたので、この住民自治基本条例というのは将来のまちづくりをするための標準装備というんですか、必要なものですから、つくる会の方々のご意見を入れて、はっきりと将来のまちづくりをするためにこの住民自治基本条例というものをつくるということでもわかりやすく「住民自治によるまちづくり基本条例」と名前をかえさせていただきました。ですから、名前はどうか、根本的なのは、自分たちの町は自分たちでやるというのがございます。そのときに我々の執行機関に住民の意思が反映されるようにというのが一つございます。それから住民自治、みんなで町をつくるという二つの側面がこの住民自治によるまちづくり基本条例というものには入っているということでございます。ですから、よく、わかりやすく町民の皆さんにこの条例の趣旨が伝わるようにということで名前をかえさせていただきました。

それから、なぜかわったかということなんですが、まちづくりの方々の案文というのは本当に熱い思いが行間に込められておりました。ボリュームとしてもこの3倍ぐらいのボリュームが実はございました。ですけれども、やはり町民に権利とか義務を課すということであれば法制執務という考え方で、やはり条例にふさわしい形式というものもとらなければならないということがございました。それで、この条例の法制執務とまちづくりの思いの皆さんの条文案件とはやはりずれが生じております。条例として議会に提出するにはそれなりの形が必要だということでございます。

それから内容的にも重複している場面もございましたので、構成自体はほとんどかえない。それからまちづくりの方々の思いもその行間に込めた。ただし、私から1点お願いしたいのは、柴田町だけでまちづくりはできません。ほかの自治体との連携という視点も必要だろうということで、これは私サイドの観点、要するに執行部サイドの考え方で条例に加えさせていただきました。ですから、素案は素案としていただきましたけれども、それはあくまでも参考としていただいて、その熱い思いも盛り込ませていただいて、ただ、形上は法令としてここにお出しするためにはそれなりの形が必要だったし補足するところもあったということでございます。

そういう意味で、内容については若干ずれが生じている。あくまでもここには町長として条例案を提案しておりますので、別なサイドの視点も、行政サイドの視点も盛り込みましたし、また住民投票条例も最初に案文をお出ししたときにはもっと議会と内容を詰める必要があるということで、別条例で改めて一から住民投票条例の制定とかまちづくり推進センター、それから推進委員会、これについては改めて、やはり議論をさせていただかなければならないということで外した面もございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 加茂紀代子さん。

○21番（加茂紀代子君） 変更の理由としては大体わかりましたけれども、ここに広報にも18年度から240回の条例をつくる会の方々が一生懸命したというのも載ってしまっていて、広報を見た方たちはつくる会の人たちの賞賛に値する大変長い時間をかけてしたんだなということもあると思うんです。その65名の人たちの報告書がかかったんですけども、素案を出したのは8月だと聞いております。町長が今回原案を出しましたけれども、その原案を出すときには、つくる会の人に一応もう一度これを見てくださいというような話し合いの場をもったのでしょうか。ちょっとそれもお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この原案をつくるに当たりましては8月1日以降も職員がいろいろ紆余曲折をしていったと思っております。私が直接この原案の原案ですか、作成にある程度これで進もうと言っただけ。12月の末でございました。そこから私も参加させていただいて、私が責任を持たなければならないものですから、それからずっと意見交換をさせていただきました。もちろん、つくる会の方々は自分たちがつくった条例素案というものをそのまま可決していただきたいという気持ちはわかる、それは理解できる。ですけれども、やはり法制というんですが、県の方と、それからうちの方の総務課、ここと条文の精査をしますと、どうしてもつくる会の皆さんの案では条例としては提案できないということが、専門家のご意見もいただきましたので、まずは議会に提出しないといけませんので、その点は最終的にご理解をいただいたということでございます。途中のいろいろな条文、12月に提案される前は担当者と詰めていただきましたし、条文ができたあとも包括的に最終的には了解をいただいて提案させていただいたと思っております。

○議長（伊藤一男君） 加茂紀代子さん。

○21番（加茂紀代子君） 最後に聞きますけれども、素案ができて、原案が出てきたとき、その65名全員が読んだということではないわけですよね。きょう多分出されたということは、つくる会の人たちはきょう初めて見たのでしょうかしらということで、疑問を持っております。それから、町長が提案の理由の中でですね、これはここで討論をしていただいたら直すようなこともあるという提案も話したように思うんですけども、それは事実ですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） つくる会の方々には原案をお見せしていると思っております。一人一人が賛成したかどうかは、ちょっとそれはわかりませんが、包括として了解をいただいたという

ことです。私どもが提案したこの条例素案は、この議会で耐え得るものだという自信はございます。ただし、やはり議会は議会なりの考え方というのは当然あると思います。ですから、もし、いろいろな議論をしてみんなで納得して、そして町長の方に提案を総意としていただけるのであれば、これは私がそれに異議を唱えるということはする必要はないのではないかと。この条例は議会の分も入っておりますので、一緒にお話し合いをするというのがベストでございますので、もし議会の総意でもってこういう視点があると、いろいろな視点があると思うんですね。その視点がより町民のためであるということであれば、それは考え方をかえるということも当然あってしかるべきかなと思っております。ただ、間違いとかそういう意味ではなくて、別な視点でのご意見ということにさせていただければと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。8番百々喜明君。

○8番（百々喜明君） 65名のつくる会の方には今まで200回以上の検討をしてこのつくる会、この原案を作成をしたということで本当に敬意を払いたいと思います。なお、二、三理解できない点がありますのでお尋ねいたします。

まず、この条例ですと自治会長制をとってやるのか。それから、そうすると今までの区長制というのはなくなって自治会長制でやるのか、その辺、それも一つ教えてもらいたいと思います。

それから、どこを見ても住民が主体という感じになっているんですけども、住民が主体のまちづくりとなっているんですけども、議会や議員の我々は、町の行政運営を監視していただくだけでいいのかどうか、その辺も教えてもらえればと思います。それから、行政運営の参加で審議会や協議会等は公募で委員を募るようになっていますが、特定の委員だけでやっていくのか。また、広域的活動団体とありますが、具体的にはどういう団体を指しているのか、その辺も教えてもらえればと思います。それから、基本条例推進委員はだれがどのようにして任命していくのか、その辺も教えてもらえればと思います。

最後にこの条例はことしの10月1日から施行とありますが、町内にはまだまだこの条例を理解している方が少ないのではないかと思います。今まで出前講座その他でいろいろお話ししたというのを聞いたんですけども、町内では何人ぐらいその説明会や何かに参加してこの条例を理解していたか、その辺も教えてもらえればと思います。こういう大案を、先ほど課長の方からもほかの町や何かでも何年もたってこういう条例をつくってきたというお話がありました。ある程度はすべての住民が理解しなければこういう条例は生きていかないのではないかと。そういうお話もありました。その辺で我々議会としてもある程度特別委員会みたいな感じをつく

りながら、なお、みんなと精査しながらしていくのがベストだと思うんですけども、その辺の考えはどうかお聞かせ願えればと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 自治会長と区長制度、今の町の制度としては区長制度そのまま残します。ただし、地域コミュニティというのは区長制度、町内会制度、裏腹の関係になっているということです。ですから、地域のコミュニティというのはいろいろな団体の方々が地域のコミュニティをつくっております。町内会があったり老人会があったり、そういう方々の集まりと考えていただきたいと思います。ですから、現在の区の行政区域、これをかえないでスタートしよう。ただ、今柴田町にはふるさと推進協議会という区のもう一つ上の協議会がございます。これが発展的になれば新たなコミュニティとして広域的な、地域の中の広域的なコミュニティとして位置づけも出てくるのかなと。今はそうは考えておりませんが、そういうふうに育てていきたいと思っております。

それから議会の関係ですが、議会は監視するだけでいいのかということでは決してありません。この条例は、あくまでも議会と執行部と町民が町をつくっていくために情報を共有しているところに参加していただく。参加するだけではなくて、みずから汗をかいていただくという趣旨でございます。ですから、議会の方でも、先ほど申しましたけれども、住民と開かれた議会ということでいろいろなことを議論されております。ですから、今までのように監視チェックだけから議会の方もだんだんかわってきて、住民をより反映させようという姿勢でございますので、それを生かしていくということでございます。この住民自治の住民というのはあくまでも今の組織に参加する、一緒にやっていくということで、権限を取り上げるということでは、議会の権限とか我々の権限を取り上げるということではありません。強いて言えば、町長の恣意的な、議会にかけるときに自分だけ勝手に、自分の思いだけで議会にかけるのではなくて、十分に町民の意見を聞いて精査して、そして議会に上げる。ですから、議会にはより精密な形で上げることができるようになるのではないかと私は思っております。

推進委員の任命ですか。任命は、これは町で設置しますので、町長ということになると思います。何人説明会したかということなんですが、いろいろな条例をつくるときに普通は国の条例のひな形を参考にしたり、それから先進地の条例を参考にしたり、定文化されたものを町としてはお出ししているのが実態でございます。ですけれども、今回のこの住民自治によるまちづくり基本条例はスタートから自分たちの町は自分たちでつくろうというところからスタートして、そして事前に説明会もみずからやって、町もやりました。ですから、これまでの条例の



つくり方とは全く異なる格好で進めさせていただいております。ですから、具体的に何人かというのとは後でまちづくり推進課長から説明をさせますが、これまでの条例とは違うやり方で事前にも説明会を開いた。すべての人が100%この条例を了解してここの議会にかければよろしいんでしょうけれども、それはちょっと無理な話。そのために二元代表制があるわけですから、代表でここで議論をしていただかなければならないと思っております。

他の町、二、三年かけていると、うちの方も実質4年かかっております。実は一番最初に住民自治基本条例という形で勉強会、この議会で認めていただいて勉強会を開催したのは柴田町が一番最初でございました。実は、そのあとに亙理町と東松島市が同じようなまちづくりを制定しております。そういった意味で、柴田町は単に作文でつくって棚上げするのではなくて、やはり実際にそのプロセスの中で住民が動き出してまちづくりに参加して、できたらまた一緒にみんなでこの町を盛り上げていこうと、そういうことでございますので、時間がかかっております。その活動、ですからそういう点も、単に作文をしたのではないということもぜひご理解を賜りたいと思っております。

私の方の時間よりも短い時間で、二つの町がもう条例が制定されているということでございます。

それから3点目の広域的活動の団体と、それからこの条例の説明会に何人ぐらい参加したかは、まちづくり推進課長から説明をさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 議員さんおっしゃっているのは、29条等々の関係についての公益的活動団体という意味合いだと感じております。一つは住民活動団体ということで定義をさせていただいております。ここの中の住民活動団体の中にはいろいろ目的意識を持って協調をしながら活動されている方、それから活動団体というのは大きくちょっととらえてございまして、例えば趣味のサークルもあります。囲碁であったり将棋であったりいろいろな活動されている方々がおいでになります。それらも住民活動団体として考えてございますけれども、ここの中の公益団体の方で、例えば趣味のサークルであれば、今後それを一歩発展して、例えばいろいろの公益的な活動をするということになれば、それらの方々も含めて今後環境づくりの中で町としても支援していこうというふうなことでございます。

ですから、趣味の中で活動しているグループも、サークルも住民活動団体ということで、今後それが公益的な活動の中に別項目を持って活動してくるというふうなことになるれば、それらもサポートしていきたいということで、ちょっと広くとらえているという内容でございます。

それから住民説明会でございますけれども、実はこの条例素案に取り組む前に、18年5月から6月にかけて、当然これから町の方でこういう条例をつくりながらまちづくりを進めていきたいということで、各行政区に対しての説明会は町の方で実施させていただきました。これは35カ所ということでございましたけれども、そのときには487名の方が参加をいただいております。これはつくる会の前で実施したものですから、そのような形。それから、あとは、特だつてつくる会の方々の方で8月1日の段階で素案の提出をいただきました。今年の7月12日ですけれども、フォーラムを開催させていただきました。榎木生涯学習センターでございましたけれども、そのときで、たしか百十二、三名の方が参加されまして、いろいろこの条例の必要性なり等々についてご審議といたしますか、ご意見等も賜ったということでございます。

今後のスケジュールといたしまして、今後10月1日からの施行ということなんですけれども、当然、今後町民への周知徹底ということで各行政区に回りながらご理解をいただいて説明をして歩くということで、今後各地区への説明会ということを計画してございます。これは、この中でまちづくりを行っていく担い手ということで住民の方、それから地域コミュニティの方、事業者の方、議会の方、行政機関ということで、担い手ということで位置づけさせていただいておりますが、その事業者の方々までこの担い手と定めてございますので、すべてに対しまして説明会等々を実施しながら、この条例の普及に努めていきたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 百々喜明君。

○8番（百々喜明君） いろいろな趣味の団体なども公益的活動団体という感じで今度とらえていきたいということで、そういうのをサポートしていくというお話を承って、これも大変いいことかなと思います。それで、住民説明会やなんかということで487名と言っていましたけれども、それが実際の、今約3万8,000人の町民の中では、多いか少ないかというのはおのおの考えればいいのかなと思うんですけれども、大変全員に100%周知徹底するのは難しいというのは、それはわかります。でも、その中の何%というか何十%ぐらいでというのは、皆さんのおのおのの考えでかわってくるのかなと思うんですけれども、私はもう少し多くわかった方がいいんじゃないかと思っております。

それと、先ほどちょっとお話ししたんですけれども、10月1日から施行と言っていると、できれば私は議会やなんかでも、もっと検討しながら、できれば特別委員会等を設置しながらもう少し検討していったらどうかと思うんですけれども、これは、我々もすぐ選挙になってメンバーがかわるわけなんですけれども、この議会でこれを取り上げていいのかどうか、その

辺ちょっと疑問なんですけれども、その辺で今回必ず2月に、今回の議案で通さなくてはならないのかその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 実際に直接参加されたのが487名ということでございます。ですけれども、今回はアワーズという広報紙も発行させていただきまして、この議会でも住民自治基本条例に関しましては議会でも議論して、それも広報紙で出させていただいております。議会の方でも住民懇談会とやっただいておりますが、なかなか住民懇談会、我々もまちづくり懇談会をやっていますが、実際に来ていただける人数というのはご指摘のとおりではないかと思っております。だからといって、それで、その方々だけでやっていると議会も我々も思っていないと思うんです。やはり、そこから懇談したことがお話として町民に伝わって、議会でこういう活動をします、町長もこういう懇談会をしますというところが私は大切なのかな。もちろん人がいっぱい来るに、それはこしたことはないんですが、町長の町政懇談会も平均20名とだんだん下がってきておりますので、そこは実質人数もあるけれども、そこから伝わっていく面があるということでぜひご理解をいただきたいと思っております。

今、大事な話をいただいたのかなと思っております。この委員会、本来であれば私としても特別委員会なりを設置していただいて、十分に審議をしていただいて、この条例の問題点等を議会からご指摘いただいて、それに対する意見交換、合意形成を図れる時間があればいいのかなという考えは持っております。ですから、残念ながら選挙ということで特別委員会を設置できないようなお話もちょっと聞いておりますので、この議会が総意のもとにもう一度という考えがもしご提案するかどうかわかりませんが、そういうことであれば議会の意思に従うという気持ちはもっております。その際には議会と一緒にこの条例をつくり上げていくということであればいいのかなというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 3点伺います。第1条、住民自治によるまちづくりの基本をあきらかにするとともにとなっているんですが、基本理念としなかった理由は何かあるのでしょうか、お聞かせください。それから、13ページの第18条、多様な参加の方法を用いるものとなっておりますが、新たな参加の方法というのを考えていらっしゃるのでしょうか。それから17ページ、第29条の2項、公共的活動団体等の新たな組織化、次に運営の自立、活動の活発化と町長はここに、それらのことが促進されるような環境づくりに努めるものとしつつもなっているんですが、それはまちづくり推進センターとはまた別に考えるということでしょうか。各担当課がそ

れぞれ今後新たな組織化のお手伝いをするとうたっているものなのでしょうか。以上です。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 第1点目でございますけれども、この第1条の目的でございます。これにつきまして、それとただいまご指摘いただいた件は第4条の基本理念の部分と考えてございます。実は、この素案ができたときにまちづくりの目標ということでご提案いただきました。まちづくりの目標がありまして、今度まちづくりの行っていく目的というふうに二つ素案の中でご提言いただきました。それも当然目標、当然理念に該当するもの、あるいはこの条例が何のために稼働していくのかという目的の問題ということで、それらで素案としてはご提言いただいたんですけれども、その目標というふうなものはあくまでも前文の中で当然これからどういう町をつくっていくのか、どういうふうなまちづくりをして次代に引き継いでいくのか、それからどういうふうな町民の決意があるのかということで、それらの部分についてはつくる会の方々と話し合いをさせていただいて、目標の部分についてはおおむね前文に特化させていただいたと。加えて、条例の条文でございますので、条文の中の目的につきましては、あくまでも住みよい町というものを実現していくために皆さんと手をつないで進めていこうということを目的にうたわせていただいて、加えて前文に対する掲げたものをもっと具体化するために今度は理念ということで柱を立てさせていただいたというのがこの整理した内容でございます。

それから第18条でございますが、多様な参加の方法ということでございますけれども、ここではまちづくりにおける基本構想、町では、基本構想というのは当然議会の議決をちょうだいいたしまして町の構想は立ってます。この条例の中では町の将来像ということが、これは町の基本構想と同一ということで定めてございます。そういった中で多様な参加というものは、町の基本構想と言われるものは町の中身、内容等々を定めていくものと理解してございまして、そういった中でそれを今度実施していく場合には、基本計画があつて、次に実施計画があるということでございますが、そういった策定するときに多くの方々が、やはり町民の参加と協働というものがこの条例の柱でございますので、今までも構想をつくる時にはいろいろな方法手段を使いながらつくってまいりましたけれども、今後はより一層加速させて、皆さんの意見を入れながら構想の策定を生かしながら最大限意見等をいただいで生かしながらつくっていこうということで、多くの方々の参加ということで、そういった中で住民の方の思いなり、知恵なり、それからそういった自由に考えている物事の発想なりも含めながら、いろいろな広い角度の中でご議論をしていただきたいと考えてございまして、そのような表現になってございま

す。

それから29条でございますが、29条の第2項でございますけれども、これにつきましては、やはり町長がさまざまなまちづくりを行うときに広域的団体としていろいろ手をつなぎながら、その中でも自主自立というものを尊重しながら必要な事柄を進めていきたいということで、当然私はこのように考えているんですけれども、町を構成している要素というのがあるかと思えます。一つは、町の中には子供さんもお住まいですし、大人の方もお住まいですし、いろいろな方がお住まいです。ときには旅行者なんていう方で滞在している方も柴田町には当然おいでになるということで、まず人がいるということと、その中でこの町の中には当然役場があり、議会があり、それから先ほど申し上げましたいろいろなNPOがあり、いろいろなサークルをされている方々もございます。そういった組織もございまして、それから、本町におきましては今まで先人達から受け継いできた歴史、文化、伝統というものもございまして。そういった事柄を含めて町が形成されているということで、今後は、やはりそういう方々と一緒に手をつないでまちづくりをしていくということで、ここの中では公益的な活動ということでうたってございますけれども、一緒に公益的な活動をしていくときには、当然、組織の明確化が必要になったり自立の運営が必要になったり……。それで、公益活動団体が活発に活動するためにはどうしたらいいかということを経営的に環境づくりをしながら支援していきたいという思いで、この条文をつくらせたという内容でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 第1条の基本理念、基本のままなのか基本理念とした方がいいのかという議論とかというのはなさったのでしょうか。それから18条の方、新たな参加の方法を考えているのであれば示してほしいという質問だったんです。それから29条の方は、公益的活動団体等の新たな組織化等の支援、これは今までやっていなかったことをこの条例をつくることによって今後取り組んでいくということでしょうか。各担当課がというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 1条の住民自治によるまちづくりの基本というのは、先ほど申しましたように、組織運営に参加する参加の仕組み、それから運営の仕組みとまちづくり全体を行う住民自治によるまちづくりということでございます。これまでは、基本運営は我々執行部と議会が中心的役割を担ってきたんですが、そういう時代ではなくなってきているので、より多く、その行政運営に参加させるという一つの役割、それから一緒に行政運営の中で協働していくと

いう役割と、町全体を住民みずからやっていく、パートナーでやっていくということでございますので、その運営の仕組みと協働の仕組み、それから運営の方法等も含めて、それから具体的な運営方針、制度、そういうものを含めましたので基本という言葉を使わせていただきました。

第4条の基本理念はその中でも将来の住民自治、要するに将来のまちづくりをどうするかという、これは政策的な目標と言うとわかりやすいのではないかと考えております。

それから、先ほど、この条例ができるかどうかというところが行われるのかということだったんですが、実は、今、子育て支援とかみずから子育てをやっているという動きがございます。これは、最終的にはNPOというような形で一生懸命やっていますが、そこを応援するというのは余りありませんで、もちろん相談には乗っているんですが。この条例ができることによって、そういう子育て支援のNPO化を目指す団体に対していろいろなアドバイスとかご支援ができるようになるのではないかと。柴田町では子育て支援のNPOが盛んに活動されつつありますし、それから障害者の方々のサロンづくりとか、それからフリースクールというんですか、そういうことで、みずから地域の課題を解決しようとする人たちがおります。グループもあります。そういう方々を、この条例があればより積極的に支援して、組織化が可能になるのではないかと、そういうお手伝いをしようという条文でございます。

そういった意味で、この条例で公益的な活動をする団体にも、一生懸命行政が応援して自立できるようにしていく。その自立というのは精神的な自立、お金の面での自立、場所を貸すというのも、それも自立につながるということでございます。ですから、そういう団体も育てていかないと、私は、町は元気にならないのではないかと考えておりますので、条文として制定させていただいたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） そうしますと、この条例ができることによって住民にとっては町政の参加のルールができる、参画のルールができる。それから今町長答弁があったように、いろいろな面で町の支援も受けられるようになると、いいことがたくさんある。やはり住民が期待できる条例になるというわけですね。課長、そうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 非常にバラ色になるのではないかとあれかなとちょっと拝聴させていただきました。例えば、今まで町民の方々といいですか住民の方々は、主体的に自発的にいろいろ取り組みを行っていただいております。例えば、身近な問題であれば見

守り隊とか地域の安全を守る、子供の安全を守るということでいろいろな献身的にご活動いただいている団体も多くなってございます。そのほか、環境等々でもみずから進んでいろいろな環境整備といいますか、清掃活動なり、あるいは花いっぱい運動とかそういったことで多方面においていろいろな活動をいただいているというのが現状です。しかしながらその活動団体1個1個をとってみますと、隣の活動団体の方々と面識がなかったり、自分たちの活動は当然自発的でございますので輪を組んでやっていただいているような状況ですが、それを横につなげていったときに、こうやりなさいということではなくて、やはり隣の活動団体はこういうことで注意をしているよとか、そういった情報の交換といいますか共有というのは、非常に私は大切だと思っているんです。

そういったときに、では、町側は一緒にどういうことをやっていくかということで、いろいろルール化した条例が当然必要だと考えてございまして、これがすぐに町民にとってバラ色であって、非常にいいんだという側面も確かに中にはあろうかと思えますけれども、ただ、そればかりでもなくて、一緒にやっぺいこうという側面の方が強いと感じてございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。17番杉本五郎君、発言を許します。

○17番（杉本五郎君） これでいいのかと私は思うの。ここで議論すれば1人3回で質問するのが終わるわけです。しかし、それでみんな納得するかといえば、納得していないような気がする。それから、まだ質問していない人たちもいっぱいいるし、先ほど課長が言ったように、この住民自治基本条例だけではなくて住民投票の問題だって、これは大変重い規定ですと。よそでは3年も4年もかけてじっくり議論をしている問題ですよとこういう話もありましたから、そういうことからすると、私、きょうここでこの問題だけで議論しても時間が足りないぐらいではないかと思う。そういうことからすると、先ほど百々さんも話をされて、町長もそれにこたえられましたし、私も9月の議会だったかで町長の提案の仕方、やはりただ提案して、あと議会で議論してくれればそれでいいんだというような投げやりな提案では私はいけないと思います。やはり本当にこの条例、住民の意思が詰まっている条例を町長は議会に提案するのであれば、それなりの真心を込めた提案の仕方が必要なのではないかと思うんです。今回は、ただ議会に提案して議論してくれというように提案の仕方になっているように私は受けるんです。

そうではなくて、私9月にも話をしたんですが、議会とその提案する前にきちんとこういう重要な問題であるだけに、議会と事前に詰められるものは詰めていく、そういうことが大事だ

と思うんです。それをこの間町長に言ったら、町長は議会にそのことを言ったんだけども議会から断られました、こういう話をされました。もちろん、当然だと思うんです。あのときは住民自治基本条例をつくる会の人たちの原案を議会に投げただけだから。やはり自分たちで精査したものを、あるいは精査する段階で、そういう段階で議会に相談すべきであって、つくったからどうだ、これで議論しろ。これはちょっと無責任なやり方かなと。つくる会の人たちに対してこれは失礼なやり方だなとこんなふうに思うんです。

ですから、やはり午後から再開するにしても、もう少し審議の仕方、あるいは執行部のこれに対する思い、この条例を議会に可決してもらいたいという思いがあればその思いを出し合っ  
て、もう一遍この審議の仕方を検討してほしいと思います。私もこの条例、審議するんですか  
と言われたら、1行ごとに私町長にも話をしたことあるんですが、1行ごとに私チェックして  
いるんです。言いたいことは山ほどあります。山ほどありますから、こんな10分や20分で済む  
問題ではないと思うんです。そういうことでひとつ、審議の仕方を検討した上で午後の再開を  
してほしいと思います。

○議長（伊藤一男君） わかりました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時、再開いたします。

午前11時55分 休 憩

---

午後 1時15分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

引き続き質疑に入ります。質疑ありませんか。12番、小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ちょっと二、三点ご質問をさせていただきます。

私も海外の行政視察、自治体の行政視察、何回か行ってまいりました。欧米の先進各国は、地方自治というのは住民自治から発足しているものですから、すべてすんなりといろいろなものが決められていくということになっているわけです。それから比べますと我が日本の国というのは、民主主義、民主主義と言っておりながら、なかなかそこから出発しているわけではありませんので、大変難しい問題があるかと思えます。そこでこういった条例を定めなければいけないんだろうと思うんですが、まず1点目は、まちづくり、まちづくりと条文の中にいろいろ出ておりますが、前回この前の定例会のときは防犯実動隊、あるいは交通指導隊のときの任務がないということで、任務のない条例はあり得ないと私は申し上げました。今回はまちづ



くりということがいっぱい出ているんですが、やはりまちづくりというのは何なのかというのが終始疑問になって、それがよく理解できないとこの条文全部がよく私もわかりません。前、つくる会の方がつくられた素案には、町とは何だ、まちづくりは何だというのが出ていたんです。それで、まあまあ、まちづくりというのそういうものかというのがわかったんですが、まちづくりというの何を指しているのか。町並みづくりだとか、あるいは地域づくりというのは大体用語の概念はわかります。まちづくりというのちょっと私もよくわからないので、その辺を1点お聞きしたいと思います。

次に二つ目ですが、地域コミュニティの欄なんですけど、第20条の地域コミュニティの運営というところ以下、運営組織はこれこれのことをしなさいとかいろいろ出ております。この運営組織は地域の将来像をつくり、その実現を目指すというのは、この地域の将来像と言うのはそれぞれの運営組織が果たしてどうしてつくっていくのか。現状でもそれぞれの自治会なり、あるいは区長さんなり町内会長さんが大変ご苦労されているわけです。地域の将来像、どうやってつくっていくのか。非常に難しい問題があるかと思えます。しかも、人材を育成しなさい。この人材といっても大変難しい問題を抱えているだろうと思うんですが、こういったことが果たしてできるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから22条あたりも、その将来像を具現するためのいろいろな計画をつくれとなっているんですね、地域で。恐らく地域で今いろいろリーダーの区長さんなり何なり、あるいは有力者なりいらっしゃるかもしれませんが、そんな地域計画をつくられるような方がいらっしゃるのかどうか。私が10年間地域でいろいろ活動しておりまして本当に苦労した経験があるものから、ますます今、地域は昔と違ってだんだん絆が薄くなっていますよね。地域が崩壊してきている。そういう時代にあって、そうしたものをつくっていけるのかどうか。実現の可能性あるのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） つくる会では、まちづくりという提言が確かにありました。ですけれども、執行部サイドでまちづくりという考え方をした場合、いろいろな角度からまちづくりというのは考えられるだろうと思っております。総論的には、やはり今住んでいる地域、それから今住んでいる柴田町、これをやはり生活していく上でよりよい暮らしができるように行政機関、それから住民、それからいろいろな企業の方々、そういう町の担い手が一緒になっていい暮らしができる、いい町にしようとして努力していく過程と考えております。それにつきましてはハード面とソフト面、両面からあります。以外とハード面は、これまでは町が主体的にやってまい

りました。ですけれども、このハード面もやはり住民と一緒にということもあり得るのかなど。というのは、子供たちと一緒に地域の公園を協働でペンキを塗るということもハードの一環として考えられるのかなと思っております。

それからソフト面ですね、これらについてもいろいろな角度からまちづくりができるということで、なかなかこの3万9,000人の一人一人の思いを1行にまとめることができないという判断をいたしましたので、この理念は総論に立ち返られるとともに、柴田町は特にその基本理念として五つのまちづくりの理念目標を掲げさせていただいたところでございます。

それから地域の将来像なんですけど、これは、そんなには地域総合計画をつくるような大規模なものではなくて、地域がどうやったらいいのかという目標を地域の皆さんで、例えば子育て支援とか子供を預かる工夫もありますでしょうし、地域のお年寄りをみんなで見回っていこうとか、防犯灯はみんなで整備していきましょう、そういうことを将来地域がこうあるべきだと、ソフト面とハード面から地域の中のできる、手の届く将来像というのをつくっていただいて、それを地域の中で、コミュニティの中で実践してもらおうという考え方でございます。ですから、今はおっしゃるとおり地域の絆が薄れて、地域がばらばらになっていることが余計に行政のサービスを必要としてきている。一番いいのは騒音問題とかあります。それから隣の家の庭先が我が家に入ってきたとか犬の声がうるさいとか、今までは考えられないような地域の問題が行政に要求されて、職員が大変だというふうになっております。やはり、そのときに地域の絆をもう一度確かめる、高めるような工夫をみんなでやっていかないといい町にはならないと思っております。

確かにそういう人材が少なくなっておりますが、地域によっては新しくやろうという雰囲気が出てきております。それは、先ほど例にありました4区の集団回収などは、今まではやっていないんですが、新たな芽が出てきているということでございます。薄くなっているからこそこういう条例をつくって、少しでも歯どめをかけて地域の中からみんなでいい町をつくっていく。そういうことをしていかないとみんなばらばらになってしまって、行政コストだけがかかってしまう、そういうふうに考えております。いないからこそみんなで話し合っ、少しずつ地域に参加してもらおうということもこの条例の大きな一つの要素になっていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） まちづくり、概念的に言葉でお聞きしましたけれども、やはりまちづくりというのは別に定義はないんです。いろいろな本を読みましてもまちづくりというのは定義

がないんです。そういうふう書いてあります。しかし、それぞれの自治体なり何なりに、まちづくりの広い意味のまちづくり、あるいは狭義の狭い意味のまちづくりということで定義づけて、まちづくりというものをやっている町もあるようです。やはり、今町長の言葉である程度概念的なものがあれば、まちづくりというのはこういうことなんだというものを示しておかないと、定義づけておかないと、曖昧模糊としたまま、まちづくりというものもなかなか実行できないのではないか、目標を目指していけないのではないかと思うので、やはり定義づけも必要ではないかとちょっと思っていたんです。それが1点目。

二つ目は、確かに地域の実態に合わせて計画をつくったり、あるいは構想を描いたりとかうなんだけれども、現実問題として、では、だれがそれをつくって実現させていくのか、その実行段階。これは非常に難しいだろうと思う。それは経験していない方には恐らくわからないだろうと思うので、その辺が条文に書いたからといって、すんなりいくか。なかなかこれは行かないだろうと思う。その辺、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 地域の地区計画、これはどこの自治体もやっていないわけではなくて、丸森町だったか角田だったか……、丸森でしたっけ。丸森の方で地域の人たちが、あそこは部落単位ですね。部落単位の中でも、本当にそういう近代的なというと失礼なんです、まちづくりにかかわっているということではなくて、地域に住んでいる人たち、素朴に地域の部落をこういうふうにしたいという思いを地区計画にまとめまして、それを全体として丸森町が長期総合計画に入れているという実践事例もございます。ですから、できないのではなくて、ここは義務づけはしておりません。できるところからやっていただくという条文にさせていただいておりますので、こういう地域の中からやれることをやっていこう、その積み重ねが長期総合計画の1分野として取り入れられるようにしていけば、もっともっと地域が私は元気になるのではないかと考えております。丸森町でやられて柴田町でできないということは私は考えておりません。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 率直にこの条例に対する感想を述べたいと思うんです。昼休みにちょっとある人と話をしたんですが、傍聴しておられる人ですけれども、これは、使い方によっては大変危険なやいばになりますよと私言われました。これはどういうことかという、本来地方自治というのは、住民の代表である議会が住民の意思を背負って物事を決めるところなんです。ところが、この条例を見ると、例えば住民自治基本条例もそうなんです、先ほどどなた

かが質問されましたけれども、いろいろな推進委員会とか何か二つの組織をつくりますよね。これも条文を読んでいくと、例えば基本計画をつくるにしても、基本計画をつくる場合は、住民代表ならば議会にかけて議会で十分議論をすれば済むものを、住民ということは、結局は議会を除いた住民のことを指していると思うんです。そういう住民の意見を聞きますということになってくると、この住民は4万人の住民ではないんです。先ほどからも話がありますが、住民住民という言葉を使いながら、その住民は限られた町長の親衛隊を指していると、こういうことになってくると、これは屋上を屋を重ねる、あるいは議会の権限をそっちの方に分けてやるというようなそういうことになりかねない。そうだとやっているのではないですよ。そうなりかねない。使い方によっては議会の力がそがれてしまう、こういうことになりかねないという話をされました。私も今までずっと町長に申し上げてきたのはそのことなんです。

この条例全体を見ますと、先ほど、どなたかが言いましたが、努めますとか努力しますとかということで、これは別にここに規定しなくてもよさそうなことを並べているだけなんです。そして、最後にそういった何でもないような言葉を羅列しながら、それをオブラートにして、今話をしたような毒を包んでいるとこういうことで、今、私はお話をずっとしてきたんですが、まず率直に言ってこの条例案は、使い方によっては議会の力、この議会の権能をそがれる危険が在るということをもまず率直に申し上げておきたい。そう思います。

あとはさっきも申し上げたんですが、私はこの条例、一つ一ついっぱい問題が含まれているんです。例えば、今、小丸さんがまちづくりとは何か、こういう話をされました。このまちづくりについても、私も前に話をしたことがあるんです。そうしたら、町長はそのことについて町の意思を決定することも含まれるんですよとこういう話をされました。そして、さらに今度はまちづくりというのは、さっき課長が言っているように花をつくることだと。花を作ることなら何もここに条例で規定しなくてもいいわけですよ。私は前に、八戸のことを例に挙げて市民活動促進指針というものをつくって、今課長が言ったり、あるいは小丸さんが話をしたようなことを規定しているところがあるんです。それでまちづくりが進んでいるわけです。仰々しくこの条例をつくらなければまちづくりができないということではないのではないかな。現に柴田町でもそういったこの条例がなくなっても、自分たちでまちづくりをどんどん進めているところが何ぼでもあるわけですから。

そういう意味では、例えばこのまちづくり一つとってもどういうことを言っているのか。町長は直接住民が町の政治に対する意思決定にも参加してもらいたいという意欲を持っているという話をされました。そういうことになってくると、これは大変な問題がある。そういう意味

では、まちづくりでもあるし、それから、例えば住民自治、住民自治と言いますが、住民自治というのは住民に直接政治に参加してもらうことが住民自治ではないわけです。我が国の法律制度からすれば、住民自治というのは住民に直接投票で選ばれた代表がこの議場に集まって町長意思を決定することが住民自治なんですね。それを住民自治というのは、例えばさっき課長が話をされましたように、直接参加ということでリコール問題もあります、条例制定の直接請求権もあります、住民投票もありますとこういう話はされましたが、それはあくまでも議会制民主主義を補完する制度として認められているものなんです。しょっちゅう使うべきものでもないと思うんです。

それから住民投票もそうです。住民投票というのは、これは議会が議会の自主的な判断で住民の意見を聞く必要があると思ったときにやるべきものであって、町長が住民の意向を聞こうということで議会に諮りもしないで住民投票するというようなことは、これはやはり屋上屋を重ねるような制度になる。こういうことで、私はこの住民投票についても問題があるなとこういふふうに思いますし、それから先ほども話がありましたコミュニティ、このコミュニティについてはさっきコミュニティとは何かということもまだはっきりしていない。地域コミュニティということに対し地域コミュニティとは何かということもまたこれも曖昧模糊、小丸さんの話を引用すれば曖昧模糊としているんです。これも使い方によっては大変なことになるとこう思います。

先ほど、課長の話では、地域コミュニティの中には老人会だとかそういうものも含まれるという話がありました。私は地域コミュニティ、恐らく今の町内会を指しているのかなと思ったら、それではないような町長の話なんです。その辺もはっきりしない。この条例、全部読めば読むほどわけがわからなくなる、曖昧模糊として。ここで本当に10分、20分やりとりしてこれがわかるのであれば、これは相当な天才だと思うんですが、私は、これは読めば読むほどわからなくなるような文章になっている。そういうことで私は、先ほど町長はこれをつくるのであれば、つくる段階から住民の意見を聞いたらこういうふうになったと。それで、こういう条例をつくりたいんだということで、つくる段階から議会に相談してもよかったのかなと。そして、そこで十分議論を煮詰めて、そして本会議にかけるということであればよかったのですが、そういうことは町長はしない。

なぜしないか。これは、町長は広報しばたで書いてあるように、今、この住民の意向というのは直接今の行政に対して町民がいらだっている。なかなか自分たちの思うように進まないのでもいら立っている。こういうことを広報しばたに書いています。そして、代表制民主主義はそ

ういう場合に大変な邪魔者だと。代表民主主義というのは、これは議会を言っているんです。議会は邪魔者だということを広報しばたで堂々と述べているんです。そういうことからすると、この条例はいろいろと美辞麗句、オブラートで包まれているものがあるが、しかし、その心底にあるものは、これはきちんと議会が見抜かなければならないと思います。

そういうことで、今何点か申し上げましたが、そういうことがいっぱい入っています。町長のそれに対する見解があれば承りたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり住民自治に対する、それと議会に対する考え方に、若干まだ一致していない面があるのかなと思っておりました。これは議会制民主主義を否定するものではありません。議会制民主主義を否定して新たな制度というのはないわけですから。ただし、議会制民主主義にも住民自治というものが本来であれば尊重されて、その意思決定とか行政運営の中に住民参加というのがきちっと盛り込まれていけば、住民の意向に沿った議会とか執行部は運営ができるんですが、残念ながらこれまでは団体自治、役所が一方的にサービスをできた時代もありますし、してきた時代もございました。これは団体自治なんですね。国から権限をもらったり、町長の権限をふやしたり、財源をもらったりというのは団体自治でございます。ですけれども、それではいけないということで住民参加ということも皆さんも考えられて、執行部は執行部、議会は議会でやってきたわけです。ですから、住民自治というのは選ぶ方ですから。我々は選ばれる方ですから。やはり選ぶ方の方々の意見を十分聞いて運営するというのが基本ではないかと思えます。それが住民自治という考え方でございます。

ただ、住民自治は役所の運営に参加することだけではなくて、町全体をみんなでつくるということも住民自治の大きな範疇に入るわけです。ですから、役所の運営に参加するのは大きな住民自治の一部というふうにも考えられないことはないということなんです。

ですから、今回の議会制民主主義を否定するというような発言がございましたけれども、議会制民主主義は間接民主主義でございます。ですけれども、この間接民主主義を補完するために直接請求制度というのがきちっと制度化されているんです。全体をあわせて議会制民主主義とこう言っておりますので。町民が意思決定に参加するということは、参加したいというのは、議会の権限を侵して自分たちが決められる権限まで与えられるわけではありません。議会に、よりよい自分たちの思いを反映させて、そして議会には十分住民の意見を聞いたのかと、先ほど百々さんもおっしゃっていましたが、そういうことを聞いた形で議会にお出ししたいということ。最終的に意思決定するのは、もちろん議会でございます。

ですから、住民投票条例の中で、一部、これから議論をしなければならないということで、直接住民の以降で住民投票にかけられる事例をお示ししておりますので、それについてはもちろん今から議論をして、この制度がいいのかどうか、これは議論をしなければならないと思っておりますが、あとは、すべて議会にその条例にかける案件については議会ではこれはかけるべきか、かけないべきか、すべて議会に意思をゆだねていることでございます。

また地域のコミュニティという考え方がございました。先ほど言ったように、柴田町で考えている地域のコミュニティというのは、エリアとしては行政区をそのまま置くというお話をさせていただきました。その中にはいろいろな団体がございます。先ほど言った老人会もあるし婦人会もございますし、そういう方々が地域の一つのエリアの中で活動しているものですから、そういう団体を地域の中でのコミュニティを運営する団体と位置づけているところでございます。ですから、コミュニティはいろいろな切り口があります。ですから、定義することが逆に難しいということで、コミュニティとはというのは明記は…。

第3章をちょっとごらんいただきたい。3条、9ページ。これも表現をしておりますが、別な角度から見れば当然いろいろな考え方がございますが、今回はこの集団と、このエリアの中で、区会とか町内会とか自治会等、一定の地域を基盤とする暮らしにかかわる集団という規定をさせていただきました。ですから、今までの行政区域を基本とさせていただいたということでございます。

それから町長がいら立っている、だから議会が要らないんだというような厳しいというんですか、ちょっと私は誤解をされているのかなと思っております。あくまでも、これまでの議会制民主主義をもっともっと住民参加のもとにやっていきたいという思いで、いろいろな方々に議会は議会、執行部は執行部で意見を入れて、お互いに理解をしあいながら町を進めていけないかということをつくっておりますので、毒を食べさせるとは、そういうことではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。その政治にいら立っているという面は皆さんあると思います。もちろん柴田町の行政にいら立ちを持っているという方もないとは言えません。ですけれども、それが議会がどうのこうのということでのいら立ちとはまた違っているのかなと思っております。議会もきちっと改革というんですか、それをほかの自治体よりやっているということも町民は理解をしていると思っておりますので、この条例は、そのように懐に刀を忍ばせて議会をないがしろにするという条例ではなくて、みんなで町をつくっていきましょうということでございます。

もし、杉本議員と議論がかみ合わないとなれば、先ほど言った投票条例、これは一部、直接、

案件によってはかけられるという提案、案としてお出ししたと思いますので、これについては条例の中、制定の中で、こういうことはやはり議会の権限を侵すという話であれば、また話は違ってくるのかなと思っております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 町長は議会制民主主義を否定したのではないと言うんですが、当然ですよ。否定してはおかしいのであって、ただ、巧みに否定しているような中身になっているということを私言っているのであって、先ほど傍聴された方も私言ったのはそこなんです。オブラートに包まれているから、そのオブラートをよくはがしてみなさいよ。中に何が入っているかわからないよ。毒かもしれないし、あなたを刺すやいばかもしれないと、そこまでは言わないんですが、それは私のつくりごとなんですけれども、そういう中身の話なんです。そういうことで、町長は正面きって議会制民主主義を否定していないなんて言っています。これはごく当たり前のことなんです。

それからもう一つは、これは説明資料の7ページですが、この7ページの大体11条、これすべてそうなんですけれども、住民は自覚するように努めます。お互いに認め合うように努めます。住民は仲良くしましょう。こういう書き方なんです。こういうようなのが、本当に条例として規定しなければ仲良くなれないのか。住民同士が仲良くなるのに、何で条例で規定しなければならぬんだ。こういうこともあるわけです。こういうものは町民憲章の中で規定されているものであって、わざわざ行政が、あなたとあなたは仲良くしなさい、あなたとあなたはけんかしなさいというような、そういう条例は、私は必要ない、こう思うんです。

それから8ページにいくと住民活動団体のことを書いてあるんですが、住民活動団体はその独自の視点、専門性等を持ってまちづくりを追求するよう努めるものとしします。こうなっておって、その解説の方では、この住民団体というのは老人会とかいろいろな町内会の中にあるいろいろな団体だと思うんですが、そういう団体は、この団体の説明欄で活動団体の役割について規定している。私はそういった、例えば老人会もそうだしゲートボールなどもそうなんです、これは楽しくて集まるわけです。まちづくりにこういうあなた方は義務を負いなさいとか、あなた方はこういう任務を負いなさいと言われて、そして集まる人なんていないと思うんです。むしろ、逆に今はそういう任務を与えられると「ああ、嫌だ。わずらわしくて」ということで逆に集まらなくなってくると思うんです。やはり、いろいろな地域の中にいろいろな団体があるが、その団体はまず仲良しから始まるんです。初めに任務があるのではないんです。どうもその仲良しも町長が言うように条例であなたとあなたは仲良くしなさいということではなくて、



自然と仲良くなっていった、そしてそれが町の中で絆が、町長の好きな言葉で言うと絆ができて上がっていくとこういうことなのではないかと思うんです。

そういうことからしても、私は、こういうことを住民活動団体はこういう任務を負わなければならない、こういうことを規定するのはいかなものかと思います。

それから、議会と議員の役割というのを規定してあるんです。議会と議員の役割を、これは、議会は、本当は町長を監視する役割を持っているんです。その監視される町長が、議会はこういう任務と役割を持ちなさい。これもまたおかしな話ではないかと思うんです。私からするとこれは余計なお世話ではないかと。議会は議会できちんと今自分たちでどうあるべきか、町民の厳しい目を意識しながら今自分たちで自分たちを律しようとしているわけであって、町長から言われるのはちょっとおかしいなと私は思うんです。小泉さん流に言えば怒りを乗り越えて笑っちゃう、こういうことになるのかなと思うんですが、そういうことがあります。

それから11ページ、これは説明資料なんです。説明資料の11ページで、ここにも住民、住民と。私も住民代表ですから、住民の意見を当然聞いてこの場でやはり発言をすると、こうならざるを得ないと思うんですが、ここで見ると、町長は基本構想を変更する場合、住民等に意見を求めるものとする。住民代表の議会に意見を求めるべきではないか。何で、ここで、住民等に意見を求めるとなっておって、住民代表の意見が必要ないのかどうか。私は、ここは当然住民代表である議会の意見を聞くとこうならざるを得ないのではないかと。これはほんの一部です。まだまだありますけれども、そういうことがこの議会に網羅されているということで、私は、これは大変危険な条例だとそう思います。町長のご意見があれば聞きたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 条例に仲良くしなさいとか規定する必要がないのではないかというお話でございました。この条例は、町をつくる場合の理念条例と実施条例の二つの要素をかみ合わせております。やはり、改めてこれからのまちづくりというのは人と人とのつながりというものが大切だということで、理念条例の一部として盛り込ませていただいております。

それから住民活動団体、老人会、仲良しクラブ、もちろんこれにも問題がありまして、老人会とかそういうものは、あえて専門的な活動とかそういうものではなくて、杉本議員おっしゃるように楽しみでやっている。ですけれども、楽しみでやっている団体でもやはり活性化してみんなで仲良くする、これも町を元気にする一つの団体だろうということでございます。ですから、ここはそういう専門的なもの、必ず、努めるものとしませうとしたのは、しなさいということではなくて、そういう楽しみの団体もどんどんふえていってほしいと。ただ楽しみの

団体も今廃れてきている団体もありますので、それはほかの団体が応援してあげるとか、そういうふうにして楽しみの団体自体がまちづくりの元気な一つの要素であるということで、必ず役所に協力しなさいとか地域に責任を持ってやりなさいとそういうことを規定しているものではないです。

それから議会の役割、この役割は新たに町長が議会にこうしてほしいとかというのではなくて、議会とか議会の役割というのは決まっております、この内容が、これまで新しい案を提案しているようであれば押しつけになるかもしれませんが、これは議会の方で進められている内容そのもの、議員の任意ではございましたけれども、ご意見もいただいてここに載せさせていただいたところでございます。これは、最終的には、基本構想につきましては、議会の議決事項になると思っております。ですから、もちろん基本構想を変更する際も、変更の内容につきましては、住民にこういうふうに変更しますと言って、最終的には議会の議決をいただくということでございますので、議会をないがしろにしているわけではありません。あくまでも議会には住民の意向を十分に踏まえた上で、最終的に議会にお出しをして、意思決定をもらうということでございます。従来とかわるのは、いろいろな方々のご意見をより多く聞いて最終的に議会に提案をするということでございます。変更も同じでございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 町長とはこれまで随分長い間この問題でじっくりと話し合いをさせてもらいまして、いまだかつて、今もって、町長の意見というか町長の考え方、私にはわかりません。やはり、町長の腹の中には何かあるなとこういう気がしてならないんです。それで、町長、この間テレビを見ておったら、幸せな家庭だというのはどういう家庭かといったら、「ああ、私はお父さんとお母さんの子どもに生まれて幸せだったな」とこう言える家庭が幸せなんだそうです。私も今町民は「ああ、滝口町長のもとの町民でよかったな」とこういうふうになってくれば、町長は何もこの条例でまちづくりをしましよと言わなくたって幸せな町ができて上がっていくんです。だから、私はやはりリーダーの魅力、魅力ある、例えば私は町長に前にも申し上げたんですが、町長はどうしても前の町長選挙のときのしこり、それを埋めようとするのではなくて逆に広げていく、町を二分の固定化を図っているというふうにしかならないんです。去年の町長のフレッシュしばたの会報でも書いてあったんだけど、ああいうようなことを書いて、書きながら一方で「絆」だとか「紡」だとかと言ったってだれも本当にしないんです。やはり町長の町民でよかったと言えるような言葉と態度が同じでなければならない。町長は大変今この間も褒められたようですが、弁舌がさわやかになって本当にみんなを言葉で

はひきつけるんですが、やっていることがどうなのかという疑問はあるんです。

そういうことがありますから、私はこれ以上、町長とやりあっても一致点は見出せない。これに反対せざるを得ないとこんなふうに思います。もし、町長がこの話についてご意見があれば承りたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 最後のようですね。わかりあえないで反対されるということになりましたけれども、町を進める思いというのは、そうかわっていないのではないかと思います。町長としてのリーダーシップを発揮して魅力があれば、こういう条例は要らないのではないかと思います。私もうそなんですが、それとやはり条例は違うんです。私もそんなに魅力あるリーダーではございません。だからこそみんなで、やはり最低限のまちづくり参加のルールを決めて、柴田町はみんなで作っていく。それから、まちづくりは協働で作っていくんだとそういう考え方をこの柴田町の土壌に植えつけていく。だれが首長になっても最低限そこは一緒にやっていくというのを引き継ぐことも、私の仕事の一つかなと思っております。もちろん、杉本議員のご指摘のように言葉だけではなくて、やりくりしながら100億円の金を使って町民に暮らしがよくなるように努力をさせていただきたいと思っておりますので、リーダーとしての魅力、まだまだ足りないと思っておりますので、言葉だけではなくてそちらの人間的な魅力も今後高めてまいりたいと思います。反対はされてもこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 町長にこれからこのようになっていただきたいということで、質疑というか、お願ひかたがた申し述べさせていただきたいと思ひます。

本条例の素案は確かに一般公開で公募されたということで、多くの意見を持っております。実態としては、声なき声というかそういうことが聞こえてこないわけでもございません。これからいかに意見として聞き、条例に反映させることこそが、町が誇れる条例とするためにも必要ではないかと考えております。しかしながら、決して提案の趣旨、あるいは基本を曲げるようなものでなく、今後町民、議会、行政がまちづくりに関する情報を共有、参加、協働によって自治を推進していく、そのためのルールが必要になると思っております。そのためにも議会としての考え方をあらわし、町民と行政、そして議会が参画した画期的な条例となり、これからのまちづくりにとって最も町民に重要視される条例になると思ひます。この条例案を行政、議会がそれぞれの立場から自覚しながら相互に協働し、広く町民に理解していただきながら今後これをどう定着させていくか、この条例に込められた住民が主役のまちづくりの町政運営を

進めていくためにどのように具体化するのか。

そしてまた、議会として検討する時間が必要でなかったのではないかと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これにつきましては、今回白紙の段階から私は提案したとは思っておりません。4年間この住民自治基本条例の検討委員会というのを事前に2年間やらせてもらって、16年、17年と専門家を交えて、つくる会の前身、そこで検討を加えて、その報告も議会に出させていただいております。それから、住民自治基本条例をつくる会の方々も2年間議論をさせていただいて、その間に、先ほど何度も住民自治基本条例につきましては杉本議員、佐藤輝雄議員からもこの議会で質問を受けております。そういった意味で、徐々に私はこの条例が成熟化、ブラッシュアップはされてきたと思っております。確かに素案としては、議会の直前、全員協議会は開かせていただいて、そこに提案はさせていただきましたけれども、議会と一緒にやっていくという総意があれば、私は議会と行政条例も一緒になった形でこの住民自治によるまちづくり基本条例というのがもっともっと生きてくるのかなという思いはございます。ですから、加藤議員おっしゃったように議会と一緒にやっていただけるということがこの議会で総意となれば、それは大変ありがたいことだという感想は持っているところでございます。

杉本議員からもおっしゃったように議会をないがしろにするとかそういう気持ちは全くございません。なるべくであれば、議会と一緒に両方の両輪が回らないと本格的にこの条例が制定されても生かしていけないという思い、加藤議員と同じでございます。そういった意味で一緒に議論するという提案、ご意見は大変私としてもありがたいという気持ちは持っております。

○議長（伊藤一男君） 加藤克明議員。

○15番（加藤克明君） 先ほど来、質疑は十分になされているわけでございますけれども、こういう条例関係、また、まちづくりに関しましても非常に格差があると思うんです。例えば、市街地、市街地以外のそういうやはりまちづくりの考え方、私から持論でございますけれども、やはり市街地外ですと自然的なまちづくりが私はできていると思います。そういう意味合いから、その条例というかたさというか、そういうものがまだまだ出ていて周知されていない。逆に言えば、なかなか熟知されないということが、非常に町民の中にはあるのではないかと思います。広報等でもいろいろ周知徹底ということで、アワーズとかそういうことでご案内を差し上げておりますけれども、それもやはりなかなか進んでいない状態だと思います。これからどうしようかということに対して非常に模索しなくてはならないんですけれども、世の中かわり

まして、ピンとなくなっただけですね。逆に言えば法律になれているのか、わかろうとしないのか、条例といってもピンと来ない方が非常に多いかと思えます。昨日でしたけれども、庁舎内で条例わかっていますかと言ったら、わかっているんだけどわからないということでした。それがどうのこうのではなくて、もっとやはり条例提案、そういう条例ということに対してのそういうことが、先ほど言いましたけれども、周知されていなかったのではなくて、周知されるようなスタンスがなかったのではないかと思います。これからいろいろとまたいろいろな形の中でそういうことが進められていくことを期待しますが、やはりそういう面をもっと慎重に議会とともに執行部もそういうリカバー、そういうものを含めて取り組んでいかななくてはならないということが一番必要かと思えます。

特に私は、条例関係には触れませんですけども、やはりその条例の内容が周知できなかったということが言えると思うんですけども、町長、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほどの程度と、程度の問題になってくるのかなと思っております。条例は、今までは、この議会ではいろいろな条例を制定させていただいておりますけれども、残念ながらすべての条例が町民に内容まで理解されるように努力はしておりますが、完全にすべての方にとというのは、これは現実的に難しい面があるのではないかなと思えます。これまで国のみならずほかの自治体のものを参考にして、独自にアレンジして柴田町の条例として出してきました。ですけども、本来、地方分権時代になりましてやっと自分たちの手で条例がつかれるように制度的にもかわってきたわけです。ですから初めての試みでもあります。ですから、加藤議員おっしゃるようにすべて完璧にという話ではなかなか新しいところに踏み込めない事情もございます。ですけども、今回は今までの条例づくりとは違って、つくる会の人たちの参加もありまして、つくる会の人たちもいろいろ説明会に行ったし、我々もなるべく情報を町民にお知らせしたり、条例の中身を完璧にということは、これは自信はございませんが、ある程度これからの町は自分たちが主役にならないといけない、そして自分たちがまちづくりに参加して行政と一緒にやれることからやっという思想は、私はこの柴田町に徐々に根づいてきているのではないかなと思っております。

憲法の、すべて憲法、私も全部読んだことはありません。ですけども、憲法のあの思想というのは何となく勉強することによってこの日本に定着している、一部定着していないと言う方もいらっしゃいますけれども、そういうのが今回のまちづくりによる条例ではないかなと。この条例は制定することが目的の一つではありますが、制定した後にこの条例を使ってみんな

で町をそれぞれの役割分担を持ちながら積極的にやっつけていこう、そして趣味の団体は趣味の団体で自分たちの楽しみをもっともっとやるためには人が集まって活性化しなければならない。そのときに自分たちの団体ではなくてほかの団体と協力するというのもこれからあっていいのではないか。それが趣味の団体としての力にもなっていく。例えば、いろいろなサークルがございますね。あれは楽しみです。ですけれども、全体集まって、例えば発表会をするといったときに自分たちではできないとき、まちづくりの団体が応援をしてそして発表会を盛大に開くということもこれからは可能になるということでございます。ですから、この条例、これから6ヵ月間あります。十分にこの趣旨というものを啓発活動をしていきたいと考えているところでございます。

基本はみんなで町をつくらないとお金はかかるということも一つはございますし、みんなでやっつけていかないと町はよくなることも考えますので、これからこの条例を使ってみんなでいい町をつくっていききたいと考えております。

○議長（伊藤一男君） 加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 条例の施行が10月1日ですけれども、時期的にまだ時間があつたような気がするんですけれども、例えば今2月ですけれども、6月、9月、そういうこともやはり含めてもっと議会に寄り添ったということが必要だったのではないかなということは非常に思います。なぜなら、委員の方々は1年9ヵ月、また200回以上委員会を開きながらご尽力賜ったことに対してやはり感謝を申し上げているわけでございます。そういう意味合いから、そういう時期、尚早とは言いませんけれども、そういうことも含めて町長はどんな考えだったのでしょうかね。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） できればその時期がありましたけれども、集中的にまちづくりの方々の思いをご理解いただいているのであればぜひ賛成に回って、可決をしていただければありがたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。3番水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 1点だけですが、確認という意味も込めて26条の住民等の意見の収集方法を工夫すること、この工夫することということでちょっと具体的なところがあれば。先ほど町長の答弁の中でも、懇談会をやっても20人ぐらいしか集まらないこともあるということもありましたし、私たち議会も議会懇談会をやっても、やはり意見を聞く場を設けても参加が少ないというのが町も議会も悩みかなとは思っていますが、その辺のところちょっとお聞きしたい

と思います。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。26条の第1項1号の部分でございますけれども、確かに議員さんおっしゃられるとおり、町の方でもいろいろな公聴活動をやったり、説明会をやったり、いろいろなパブリックコメント等々も全部駆使させていただいています。このごろは、当然ネットまで使っているいろいろな掲載させていただきながら進めてございます。ここで定めているのは、なかなか意見をいただいても相当数多いということでもなく、あと、現地説明会をしても相当人数が出席されるという方は、そうそう多く望めないという点も確かにございます。しかしながら、ここで申し上げていることは、極力やはり直接対応しないといういろいろな意見は伝わらないということが背景にございます。そういったことを踏まえながら、1人でも多くの方々に、例えば知ってもらいたい意見を述べていただきたいという考え方から、その収集のあり方も今までの当然使っている道具はいっぱいあるんですけれども、それらをもっともっと充実させて、早目に周知をするとかそういった時期の問題も含めながらこれを徹底してまいりたいという考えで、ここの中には記述をしているという内容になります。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 要は、顔の見える距離での意見の収集方法ということでとらえてよろしいということですね。確かに、今はネットやら、それからアンケートとか、いろいろ顔の见えないところでの収集方法というのもあるんですが、そういう意味では、今後これが制定されてイコール人が集まってくるということにはならないと思いますので、今後の理解と参加を私も強く要望というよりも参加していただきたいなと思っております。以上です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 60数名のつくる会の委員の方々、大変な努力でここまでやられた、この条例を完成させてきたことに対して大変ご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。今まで随分いろいろな質疑、議論がありました。特に杉本さんの大変やはり聞いていて楽しくなるような杉本節、大変楽しく聞かせていただきましたが、私は杉本さんとは若干意見を異にしまして、ただこの場は杉本さんに質問をしたり意見を言ったりする場所ではないので、別の場所でちょっとそれはお願いしたいと思います。

ただ、私は議員としての立場で考えても、ちょっと先ほどのああいう考え方に対して大変異論を感じるんです。何か、わざわざ町長だとか、あるいは私は議員だとか、あるいは住民だとかというような区別というか、差別とは言いませんけれども、区分けをして、まちづくりにつ

いて議論するのは住民から選ばれた議員だけしかできないんだというような考え方のように聞こえたんですが、住民が議会を通してでしか意見を述べられないとか、あるいは行政とかまちづくりに対して参画できないというようなことではないと思うんです。この条例に盛られている理念というのは、やはり住民がそういうことに参画する、そういうことを評価する、あるいは保証する、そういう目的を持った条例づくりだと私は理解をしております。

今度また町会議員選挙が近づいてきて、前回は無投票だったので楽だったんですが、今回は大変競争が激しくなりました。この選挙の大変さというのは本当に私は身に感じています。だから、こういう大変なところ、難関を突破して議員になってきたから議員の立場を一生懸命訴えたいのはわかるんですが、やはりそうではなくて、議員であると同時に住民である私たちは、やはり住民が主役となってまちづくりに参画していく、そういう環境を整えることがこれからの分権化時代、あるいは縮小時代に必要な、絶対にこれからは必要になってくるということではないのかなと思います。ぜひ、この条例、きょうせっかく提案されましたので、私はぜひ賛成したいと思います。賛成討論ではないです、後で申し上げけれども、ぜひ同僚の議員の方々も、ちょっと前もって言うておきますけれども、賛成をしていただきたいなと思います。

ちょっと個別の内容に入りますけれども、いろいろなところに情報共有というのが第6条、あるいは第10条、その他それ以降にもいろいろ入っています。情報共有ということについて、これからどういうあり方が考えられるのか。この基本条例の中でうたってるような形でそれを強化していくという場合にどんなやり方でやろうとしているのか、考えがあるのかどうかお伺いしたいなと思います。

それから14条の議会及び議員の役割の中にいろいろ書いてあります。余計なお世話だったといえれば余計なお世話なんでございますが、この中で監視というものが入っているんですが、意思決定機関だと、意思の最終決定機関だという役割というかその辺が入っていないので、あえてこれを抜いたのかななんて邪推したりもするんですが、そのことについてはどういうことだったのかお伺いしたいと思います。とりあえず以上のところでお願いします。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。この条例そのものにつきまして、あくまでもこの条例の本文といいますかまちづくりに参加していただくというのがございますけれども、それはやはり参加と協働というものは、あくまでも適切な情報公開、それは情報を共有することからスタートするというので、今回の条例のキーワードになってございます。



では、その情報の共有ということはどういう方法で進めるのかということになりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、ここの参加と協働を行っていく部分のかかわり方といたしまして担い手ということで表現させていただいてございますけれども、その各団体の活動については各団体が一番知っているわけなんですけれども、なかなかほかの活動団体とか全体の情報がなかなか伝わってこないということがあろうかと思えます。それらを当然町側としても周知をして町中に流すとか、あるいは広報紙を当然使わなければいけないんですけれども、そういった媒体をフル活用して皆様方の方にまず情報を提供し共有をしてもらってからいろいろな参加と協働にかかわっていただきたいということでございます。

具体的にどうなのかということなんですけれども、例えば行政活動の中にいろいろこれから審議会等々についても公開していきますよとか、それから附属機関等々についての公募枠を設けますよと、そういったものについてはすべてどういうことなのかというものを今後公開していくということで、行政側としても各団体の活動はもとより行政側の内部の配信といいますか、それは情報公開条例の中で抵触しないものというものを前提としながらも、それらを積極的に公開していくという考え方でございます。その考え方をここに述べさせていただいているということでございます。

それから15条でございますけれども、ここでは議会及び議員の役割ということで記述をさせていただいているわけなんですけれども、その中に監視は入っているが決定機関としての位置づけが入っていないのではないかとございまして。これはご案内のとおり町の最高意思決定機関は議会でございます。それは上位法といいますか自治法にもきっちり明記されてございますので、それらも加味しながら、上位法に書いてあるといいますか記載されているものというものは極力上位法の方で優先されるわけでございますので、ここの中では、当初はつくる会の方でも検討された経緯はございます。いろいろこの原案づくりの中で、それは上位法で定まっているものであればあえてということで、このような表現にさせていただき、決定機関ということを書いていないということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） その情報共有ということについても、なるべく情報をお互いにやりとりしてそういう活動のプラスになるようにという考え方だとは思いますが、逆に情報の秘密の漏洩とか、プライバシーとかそういうこともありますし、それからこのまちづくり活動全体が逆にこういう条例という形でありますと、自由な行動が束縛されるのではないかと、余り余計なお世話だったと。例えば、NPO団体をいろいろつなぎ合わせようと、あるいは交流して

もらいたいという考え方でこういうセンターなりあるいは推進委員会なりがいろいろ提言したりしますと、逆に干渉になったりするような恐れも出てくるわけです。また、個人の縛りになったりする場合も、場合によってはその運用の仕方によってはあり得るということも考えなければならぬと思うんです。そういう意味で、逆にこの条例があることによって束縛を受けたり縛りを受けたりとなるようなことのないような担保といえますか、その辺はどのように考えていますか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたしたいと思います。自由な活動が拘束されるのかということは考えておらないわけです。恐れ入りますが、第4条にまちづくりの理念ということで明記をさせていただいてございます。その中の4条第2号になりますけれども、あくまでも住民一人一人の個人として尊重されるということが大前提です。ですから、例えば、このいろいろな活動の中に参加をするか参加をしないのかというものは個人の意思によるということで、そこまでは束縛ということは考えてございません。そういった上で、やはり活動なされるとすれば、その考えとか活動というものは当然まちづくりの中に生かされてくるということで、この理念の中で、この5項目ですけれども、これを明記させていただいているということで、干渉なり個人を縛ったりということとは考えておらないわけでございます。

それから、条例があればということで、担保ということでございますが、この基本条例はあくまで参加と協働、それから情報共有というものがベースになって、その基本的なルールを定めているものでございます。なかなか担保ということになりますと、行政活動の中に住民の方々が参加参画をいただくということを条文にもうたってございます。そういった中で、今後やはり住民の方々が参加参画をいただいて、その結果やはり政策にも、その中にも当然精通され、それを町民の方々に伝えていくという役割も担っていただくというふうに考えてございます。そうしたときに、やはり町がどういう政策等々をやっているのか、今までですと、なかなかやはり説明会をしてもなかなかやはりそこまで、いろいろな形で周知はさせていただくんですけれども、行き届かない点多々ございます。そういった中でもやはり今後はそういった町が今どういうことなのかとか、町は全体としてどういうふうな考えでまちづくりをしているのかとか、そういったことがやはり共有できるということで考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） そういう心配な点はどんどん除去して行って、うまくこの条例なり、理念なり、考え方がこの柴田町で回れば、活気あるいい町ができるのかなというふうに期待をし

ております。先ほどバラ色ということもありましたんですが、バラ色とまではいかななくても少し桃色の薄いぐらいのまちづくりができるのかなと期待をしております。

最後に、例えばこの条例が本格的に運用された時点で多少推進センターとか、推進委員会とかいろいろな提案制度とか、いろいろ動き出すと思うんですが、そのときに町がよくなるのであれば幾らお金がかかってもいいとは思いますが、多少費用等も考えておられるのかどうか。もし、その辺予算化するとなったときにどの程度の予算が必要になるのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） これからこの条文で稼働させていった場合のことなんですが、一つはいろいろ提案制度がございます。あとは推進センター、先ほどお話いただきました。その中で推進センターの役割とすれば通常の意見をいただくものと、それから活動していく部分で提案をいただく部分と2種類ございます。そういった場合、活動していこうと、それがいろいろ審査会等々の基準をくぐりましてこれが採択されたということになれば、当然ながら財源というものは当然伴ってくると考えてございます。

では、予算的にいかほどなのかということなんですが、推進センターは先ほども申し上げましたけれども、今後町の施設といいますか町が設置するという形になります。その事業運営も当然町の方でということになりますが、今現在は、事業展開していけばそれに対する補助金というものを当然今後抱えていかなければいけないと思っています。先ほどもご答弁申し上げましたんですけれども、今は町の方で持っている事業が地域づくり補助事業というのが今1件持っております。それらを当面特化させていかなければいけないと思いますが、ただ、活動する内容の提案がどの程度になるかということもちょっとまだ不明確な点がございます。今後詰めていかなければいけないんですけれども、あと補助率の問題、それから成果の問題なども踏まえながら進めていきたいということで考えてございます。

それから、推進センターは職員なり、それから常設の今後人材として活躍いただける方々も一緒にという考え方をとっているものですから、当然推進センターの役割として活動事業の提案を受ければ、それらも事業は公表することになります。すべて透明性を高めていくということで、どういう事業が提案され、どういう事業が採択され、どういう事業が完成したのかというところまで入ってございます。それらを公表してこの事業に対する、例えば寄附というんですか、そういったところまでもちょっとやはり考えていく必要があるということで、今推進センターの中身につきましてはそのようなことも含めながら今後検討してまいりたいと考えてご

ざいます。したがって、予算額は幾らなのかというのは、ちょっと今の段階で大変恐縮なんですけれども、明確な金額というものはちょっと今打ち出せないような状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。4番森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 30条のまちづくり提案制度についてですが、これは町長が住民等のまちづくりへの参加を促進するためまちづくり提案制度を設けるとなっています。今までは町長へのメッセージなどで町民の方々からいろいろな提案がされてきたと思うんですけれども、重みが違うんだろうなと思うんですけれども、その違いについてお聞かせください。

それから、内容に応じて関係する機関、団体等に提案されます、とありますけれども、提案の一連の流れ、まちづくり推進センターの方にまちづくり提案制度の運用とありますけれども、提案の流れを一通り伺いたいと思います。

それから34条の条例の見直しの必要が生じた場合は住民等から意見を広く聴く等とありますけれども、どのような形で住民の意見を聞くのかということです。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。まちづくり提案制度でございますけれども、今もメッセージとかそういったものがあるのではないかとございまして。先ほど申し上げましたけれども、提案制度の中身につきましてはやはりまちづくりに対する意見というものと、それから活動に向けた提案ということで2通りだということで申し上げました。これはなかなか、例えば町長へのメッセージそのものにつきましては、中にも提案制度も当然こうしてほしいという要望の記述事項もたくさんございまして。しかしながら、今度逆のケース、それらもあるんですが、このまちづくりの提案制度につきましてはなかなか町長へのメッセージに書くまでのことがないとか、アイデアがあるとか、ひらめきがあるとかというものも含めております。実は、なかなか町の中ではがきで書いて出すというよりも、そういうところに立ち寄って意見とすればそういうものをぽっと出していただきたいということが第1点でございます。

それから活動ですけれども、ここの中で活動を提案するというご本人は、提案された方は活動しないだけけれども、私はこう活動しているだけけれども、もっと活動の範囲を広めたいとかそういったものが出てまいります。そういったものを今後受け付けてくるということです。

それで、今の流れということなんでございまして、お手元に配付した資料のその2というこ

とで提案制度がございます。その中にフローチャートという形で資料として提示してございます。その資料の3ページをごらんいただきたいと思います。一番上にアイデアが生かされないかなということで書いてございますけれども、あくまでも公共的なテーマということで、これらを片一方は意見、それから右端の方につきましては提案者が実際に活動にかかわる部分のフローということで記載されてございます。現実的にはこういう流れをもとにしながらより多くの方々がやはりまちづくりに関与していただきたいということで、こういう提案制度ということ創設をしたいという考え方でございます。

それから第34条の関係でございますけれども、これも同じ資料の一番最後になると思いますけれども、第33条関係ということで推進委員会の概要ということで資料としてこのような考え方で進ませていただきたいという方向性を示させていただいてございます。趣旨につきましては当然条例の形骸化といいますかそれらもございまして、それらを確認するというところになるかと思っております。それから位置づけにつきましては町の附属機関ということで位置づけをさせていただくという内容でございます。構成員でございますが、まちづくり推進センターのスタッフは当然入りますが、その中で、ある一定のやはり学識の経験者の方をお迎えして、あとは公募住民、当然町の方も入るとい形になりますけれども、これらの方々で4年を超えない範囲ということで、いろいろこの条例を形骸化させないということで進めていきたいと思っております。

それから、そういった場合住民から広く意見を聞くということで書いてございましたけれども、これにつきましては現行の制度等々、やはり周知の方法、それは意見集約の方法などは当然でございます。まずそれを当然フル回転しなければならないと考えてございまして、今後はやはり既存のものも当然ございますから、それらの充実を図っていきたくと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 住民等から意見を広く聞くの、もうちょっとパブリックコメントとかそういうことを指しているということですか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 大変失礼しました。町の方で今いろいろ計画等々でやっているのは、当然パブリックコメントというものは当然でございます。それから、一番いいのは、こういうものが出て見直しをされているんだけど、皆さんどうお感じですかというものは、当然一番有効な手段とすればパブリックコメントというのが一番有効な手段だろうと。それからそういう委員会の方でいろいろな意見が出て、それらを集約して提言という形になる

んですけども、一般の方が見て、いや、これよりもっと、例えば別な、例えば言いたいことはもっとあるんじゃないのかということになれば、それは継続的にパブリックコメントと一緒に公開し、あとそういった提言書はすべて公開をして意見を取り入れるときには取り入れていきたいという考え方です。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） そうしますと、個別に条例をつくる住民投票制度とかまちづくり推進センターの方の条例変更のときも、そういう形で変わるときは変えていくということなんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。基本条例をベースにして個別条例が当然31条からの3本ですか、その分ができていますのでございます。それはこの推進委員会の分はそれらのすべてのものを含めた基本条例になっているものですから、当然含まれるという考え方です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 何点かお伺いいたします。まず一つは、6月に住民投票があります。その住民投票が可能性が出てきているときに、今ここでなぜ住民自治基本条例が必要なのか。前にも、たしか平成16年ですか、15年か16年のときに、さきの合併が破綻したときには合併がなる場合には住民自治基本条例はつくりますということがあったわけです。ですから、今回の場合にも合併がなれば当然住民自治基本条例は3町を一つにした中で出てくるはずなのですが、今ここでなぜ柴田町だけが4ヵ月待たなくて出てきたのか、これがまず第1点です。

それから第2点目、この条例を見た場合に新しい組織立ち上げですね。地域コミュニティ、まちづくりセンター、推進委員会、推進センターとかとこういういろいろな組織が出てきます。実際に、3年ぐらい前ですか、町長ともやりあっていますが、丸森では一つのコミセンを中心として地区別計画、先ほどお話に出ていましたが、地区別計画で各地域でやってきている。そして職員も入って張りついている。それからあと、角田においては、今は自治センターという形になりましたが、自治センターで基本的に大体やっています。それを中心として。それからあと、白石の場合には、一つには決まっていらないんですが、いろいろな形の中での協議会という、名前はいろいろあります。そういう中でやってきている。そうするとそこには職員が張りついています。そうすると今柴田町で行われる場合に、これが通った場合、この条例が通った場合に、この場合にどのぐらいの期間で実際的に丸森、角田、白石のような形まで追いつける

のか。その追いつける状態というのは、各2市1町の場合には補助金もすべて入っていますから、これは前に町長が言っているように補助金がいろいろな地区、例えば丸森ですと地区別計画から出てきた中でこれは補助金の対象になるとかという形がとれる。角田も白石も補助金は出しています。やはりそういうふうに追いかけるまでどのぐらいの期間で追いかけることができるのか。

それともう一つは、やはりその間に、この条例が出たためにどのぐらい柴田町の役場が人が必要なのか。それから拠点ですね。各地域では、公民館とか角田では自治センターとか、あと丸森ではコミセンとかそういうものを土台にして指定管理者も含めて、指定管理者制度も含めてそれを拠点としてやっているわけです。ですからその辺は、柴田町はどうなのか。人数ですね。どのぐらいの人数が必要なのか。こういうことをお伺いしたい。

それからあと、今この条例の下にある、今既存のある行政区長さんたちとか、あと区の状態、これがこの条例とのかかわりがわからないために混乱しているわけです、下の人たちが。つまり、この条例が出ることによって私の仕事はなくなるとか、そうすればこの行政区長の下には自主的な、大体自治区ではないんですが、大体において行政区長と自治が一緒になっているのが大体あらかただと思うんです。その辺の絡みも含めて指導がなされるのかどうか。これがないために混乱していると思うんです。

それからあと、ちょっと細かい話になりますが、きのうは町長から合併はしない、自立の道を行きたいという話があった、極端な話ですが、話がありました。そういう場合に30区のように町の境界にあるところについては、要は我慢せいとこう言われました。今度の場合の、今度の住民自治についても同じように隣と隣がうちがあるわけです、両方が。しかし、片方が住民自治に該当になってこちらが住民自治に該当しない。その場合にうまく回るかといったら回るわけありません。その辺について考え方。以上、何点かお話ししましたがお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これは3町合併、これは佐々木中央大学教授の話なんです、合併するときこそ、こういう基本条例が必要だという考え方を持っているようでございます。というのは、やり方が違う、柴田町の運営の仕方、それも統一されてはおりません。ですから条例をつくるわけですけれども。また、大河原のやり方も違います、住民意識も違います。村田もやり方が違います。だからこそ、最低限合併したときには一つのまちづくりをつくるということであれば、その住民自治基本条例的なものを早目につくっておく必要があるという考えの先生もいらっしゃいます。私も合併するときにはこういう自治条例というのは必要だろうと思っ

ております。合併した後も東松島市、自治条例つくっております。昨年12月ですか、成立してことしの4月からということでございます。ですから、これは合併する合併しないにかかわらず、地域の運営の仕方をまず住民が主体になって議会と執行部が一緒になってやっていく。それからまちづくり全体も、住民が汗をかくということでございますので、合併とは関連性がないと、合併しても必要な条例であると考えております。

それから地域のコミュニティですが、これは、今現在は、柴田町は町内会、行政区ですね、行政区を基本にしておりますので、これは変えないと結論を出しました。これについては区長さんにも説明をいたしました。ただ、そういうものは別な見方から言うと、そこは、町内とは地域のコミュニティでもあるだろうということで、地域のコミュニティという名前をつけさせていただきました。どちらかと言うと、丸森とか角田、それから白石は、これは地方自治法の一般の地方自治法により一般制度の変形で運用されているのかなと思っております。

実は2004年4月に合併新法とともに地方自治法、市町村合併特例法が改正をされております。そのときに地方自治法による一般制度として地域自治区というものが設定をされました。地域自治区というのは、すべての行政区を分ける、法人格を持たないとあるんですが、丸森はこの地域自治区、一般制度ですね、地方自治法による一般制度的なものを考えてつくられたのではないかなと推測しております。そこには必ず事務所を置く、職員を張りつけるというのが一般制度でございます。ですから、丸森、角田、白石はこの地方自治法の一般制度に基づいた中で職員を張りつけということになるのではないかなと思っております。

私の方は行政の下部機関として位置づけるつもりはございません。ですから、あくまでも地域の活動を自主的にやってもらうということを考えております。それで境界、大変西住の方には申しわけないんですが、行政境というのは残りますけれども、住民の協力活動というのは大河原にないからできないとか、柴田に住民自治基本条例ができるからとそこには差はないと思います。これからの生活においてもお互いに入り組んだ中で共同して行うものは共同してやっていくだろうと思っております。ただ、住民自治によるまちづくり基本条例ができればもっとも地域活動が活発にできるし、町民の行政運営への参加、議会への参加というものも確かなルールに基づきまして進化していくのではないかなと考えております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 答弁漏れということですが、地域コミュニティ、まちづくりセンター、推進センターとかつুক্ত場合にどのぐらいの柴田町役場職員が必要なのか。つまりは、コミュニティといってもそのまま条例を預ければその地域にでき上がるわけではありませんから、



必ずそこには指導が入るとかあるわけですから、総体的にどのぐらいの人数が必要かということ。答弁漏れ。

○町長（滝口 茂君） 答弁漏れということではなくて、うちの方は丸森と違うという前提でございます。ただ、将来は担当制というものを考えております。ですから、地域に職員を張りつけるのではございません。ですから、さっき言った地方自治法による一般制度では地域の拠点に職員を張りつけるというのが丸森とか角田でとられている手法ではないかなと思っております。私どもは現在の行政区をそのまま生かして、民間のそういう自主的な地域の活動団体を主流にしてやると。そのときの地域計画などは担当制を配置して相談をさせていただくということで、地域の40行政区に職員を配置するという考えではございません。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、最初に歯車を回さなければなりませんよね。一応条例があって、こういう形の中で地域コミュニティをつくるにしても区長さんやれということだけではないと思うんです。今度は自治区ですから。今の行政区長ではないですから。そういう場合に総体的に幾らの地域コミュニティができるかわかりませんが、その場合に町として、最初は、出発するのは町としてだと思うんです。地域の人も今の各一生懸命になってやっているボランティアの人たちもいるとは思いますが、どのぐらいの人数、つまり各課のどこの辺でどこの部署で責任を持ってやるのか、その指導を。その場合の総体的な人数ということ。です。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 新しくコミュニティ組織をつくるということではございません。既存の町内会とか自治会を生かして、今の現在からスタートするということでございます。ただ、新たにそのコミュニティを形成するいろいろな団体が地域の将来計画をつくるという場合、これは義務ではございません。つくろうという場合には職員は指導していく。その指導機関として地域の推進センター、ここに職員は今のところ2人配置をしております。ここが指導するということでありまして、もちろん私どもの行政機関も担当制を配置して指導していくという形になります。基本的には推進センター、2人おりますのでこの推進センターがそういう相談とかアドバイス、人材の派遣等を担っていききたいと、そういう機関に育てていききたいと考えております。ですから、職員を各コミュニティに1人ずつ派遣してという考え方ではないということです。ですから、丸森とは若干違うのかなと思っております。これは一般の、先ほど何回も言っております、新たな法律でできた地域自治組織の制度に基づく地域自治区の考え方ではないかなと思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 最後なので。合併した場合、基本的に柴田町に今あるこの条例がベースになると私は思っています。そういう意味で、町長が言ったように、いや、もう条例をここでぎりぎり周りに押しつけるのではなくて、合併自治区になるわけですから、今度は。その場合にもうちょっと大きな意味での条例、この条例がもっと大きな意味での波及効果というか、それと網羅するものが大きくなるということで、これがベースになると私は思っています。答弁は要らないです。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいまから休憩をいたします。

午後3時5分から再開いたします。

午後2時50分 休 憩

---

午後3時05分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案第2号を議題といたします。

それでは、討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。11番太田研光君。

○11番（太田研光君） 11番太田研光です。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず一つ、現時点では条例は必要ないと思います。なぜかと申しますと、今、町は合併するかしないか、その最中であります。したがって、今急いで独自の条案をつくるよりも3町合併の見通しが立った時点でこの条例を提出すべきではないか、こう考えます。

2番、住民の自治意識は決して高くありません。町民のほとんどの方は住民自治条例についてほとんど存じていませんし、関心も持っていません。このような時点で住民協働を打ち出されても一部の人たちの自己満足の条約となり、真の意味の協働の実は上げられない、こう思っております。

3番目は内容についてであります。条例の前文では、今あえて住民自治によるまちづくりというものを掲げておりますが、住民自治を語る住民常設型の住民投票をねらった、むしろファ

シズム的要素を感じてなりません。

2番目は条例の位置づけです。町は他の条例の制定、改廃、運用に当たってこの条例を最大限に尊重するという枠組みを設けているのは、余りにも条例としては重過ぎるのではないかと。

3番目は議会及び議員に対してであります。議会及び議員の役割は、何もこの基本条例による拘束によるものではなく、基本条例に沿った議会の条例にゆだねるべきものだろうとこう思っております。

4番目、住民投票制度を設けているが、これこそ政争の道具に使用される恐れがあります。したがって、このような制度を設けるべきではないとこう思っています。

5番目、基本条例推進委員会の設置を定めておりますが、果たしてどのような人が選ばれ、どのような活動をするのか大きな疑問があります。

以上、疑問や反対意見を述べましたが、議員の皆様の条例に対する反対の賛同をお願いします。以上であります。

○議長（伊藤一男君） 次に原案賛成の方の発言を許します。4番森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 4番森 淑子です。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に賛成の立場で討論いたします。

100年に1度と言われる金融危機、経済不況、進む少子高齢化、あしたにも起きるかもしれない大地震、いつ終わるとも知れない閉塞感がこの国をおおっています。今日本は先進諸国からは貧困社会と言われていています。こうした問題がたくさんある中で国は分権を押しすすめています。問題が山積みしているから国が何とかしようというのではなく、自分のことは自分でやりなさいということです。国も県も面倒を見てはくれません。これまで公共サービスは主に行政が中心に担ってきましたが、住民のニーズと価値観が多様化し、それに伴う地域課題も複雑化しています。画一的な行政サービスではきめ細かい対応をしていくことが困難となっています。

このような状況のもとでの行政主導のまちづくりはもはや限界となっています。住民と行政がパートナーとして協働のまちづくりをしていくことが今求められています。では、どのような手法でかえていくか、その方法を明文化するものが住民自治によるまちづくり基本条例です。住民が条例のつくり手になることで住民もまちづくりに責任を持ち、議会、行政とともにお互いに足りないところは補い、それぞれの特徴を生かして協働することが今求められていると思います。

今柴田町は多くの住民の方々がさまざまな場面で力を発揮し、よりよいまちづくりに奔走し

ておられます。見守り隊、清掃活動、子育て支援など、住民の自治体運営への参加意識の高まりを感じます。今回提案された条例は、住民が主体となった参加と協働によるまちづくりを目指しているもので、柴田町がいきいきとして日本一住みよい町になるために必要な条例だと考えます。アワーズの配布など、住民の方々にも活動の内容が周知されていると思います。

先ほど合併を前にしてという反対意見がありましたけれども、前回破綻した合併のとき、あのときは合併がもうすぐあるからということで、さまざまな施策が先送りされていまして住民は多大な損失をこうむったと考えています。もし、合併したとしても、今回の条例をもとにして3町の住民が一つの市になってからこの条例を土台として話し合えばいいことで、今この条例を通して、柴田町の条例として制度化していくことが必要と思います。

私はこの条例の制定に賛成するものであり、議員の皆さんの賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。原案反対の方の発言を許します。12番小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 12番小丸 淳であります。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に反対の立場から意見を申し述べます。

本条例は、条例をつくる会が主体となり素案づくりに長い期間をかけられつくられた労作の賜物であり、そのご労苦に深甚なる謝意と敬意を表するものであり、高く評価したいと思います。また、素案作成の過程において得がたい貴重なご経験をされたこと、ご同慶の至りでございます。大変ご苦勞様でございました。

条例全体を通読した限りにおいては、広範かつ複雑ながらよくまとまっているものの、一般の町民の立場に立って個々の条文を逐条的に精読してみると、抽象的な表現による理想的な努力義務を規定しているものが多く、何をどのようにしたら義務が履行できるのか、期待する現実的具体的な行動要領が不明確であります。そもそも、本町は地域性はあるものの、かねてから一般質問等で申し上げているように残念ながら現状は住民自治が育つ土壌になっていないと認識しているところから、本条例をもって実践を促すとすれば、一般の町民の目線で具体的に示さなければ条例は絵にかいたもち同然と化すことになります。

条例は町民に権利義務を課し、実行を促す性質の法規範であることを考えれば慎重であらねばなりません。一般の町民に根づかせるためには啓発啓蒙にそれ相当の時間もかかります。住民自治は紙、ペーパーにあらず。土壌にあると思っております。まず条例ありきではなく、それが根づく土壌づくり、環境づくりが先決であり、条例が根づく状態を見きわめてから条例化すべきであると考えます。将来、条例化できるよう年月をかけて要綱的なもので試行し、機が

熟した時機を見て条例化すべきであり、現時点での条例化は時期尚早であり、本案に反対いたします。

同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 次に原案賛成の方の発言を許します。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 7番白内恵美子です。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に賛成の立場から討論いたします。

皆さんは、柴田町の自慢はと聞かれたら何と答えますか。私は桜、豊かな自然、おいしいお米に野菜、そして人材と答えます。人材の「材」は財産の財、住民こそが柴田町の財産です。町内のあらゆるところでたくさんの笑顔に出会います。子供たちや高齢者、障害を持つ方のために心を配り力のかす人、ごみ拾いや花を植え環境美化に精を出す人、地域や学校で役員を引き受ける人、町の審議会や委員会などへの参加、また、さまざまな芸術活動やスポーツなど、本当に多くの方がいきいきと活動しています。そして、それぞれの活動を通して人と人とのつながりもできています。まちづくりにおいて、この人材の果たす役割ははかり知れません。

さて、現在は、地方分権の進展に伴い地方自治体はみずから考え、みずから行う自主自立の自治体運営が強く求められています。自己決定、自己責任のもとに独自性のある特色のあるまちづくりを推進することが重要になってきています。柴田町においてもまちづくりの主役は住民であることから、住民が住民の手で、住民の責任で主体的にまちづくりに取り組むことが大切です。住民一人一人がみずから考えまちづくりに積極的に参画することによって私たちの町の自治を推進し、住民・議会・町が協働しながらそれぞれの個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会を実現しなければなりません。

独自性のある、特色のあるまちづくりを推進していくためには自治の基本的な考えを明確にして、それを自治体運営の担い手である住民・議会・行政が共有することが必要です。柴田のまちづくりを推進していく上で、何を大事にしてどのような方法で取り組んでいくべきか、町政運営の基本的な事項を条例という形で明確にし、その取り組みの一層の推進を図っていかねばなりません。それは合併するしないにかかわらず行わなければならないことです。本条例にはまちづくりの基本理念を初め、住民や議会、行政の役割、協働によるまちづくりの基本的事項が盛り込まれています。まちづくりの理念を共有し、柴田町をだれもが暮らしやすく住み続けたい町にするために、私は住民自治によるまちづくり基本条例はぜひとも必要だと考え、条例制定に賛成いたします。

同僚議員の賛同を心からお願いいたします。以上で賛成討論を終わります。

○議長（伊藤一男君） まず原案反対の方の発言を許します。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 9番佐藤輝雄です。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に反対する立場で論を述べさせていただきます。

柴田町住民自治基本条例をつくる会の皆様に申し上げます。住民参加で協働のまちづくりを実践したことに對し心から敬意を表したいと思います。一町民として、多くの時間を割き、膨大な資料を駆使し、頭脳を結集してここに条例案までこぎつけました。まさに執念でできたものと思います。だからこそ尊重したい、議員だれもがその思いは一つであります。篤にご理解をいただきたいと思ひます

しかし、大きい物事の成就是時の利、地の利、そして人の徳であります。今回の住民自治基本条例づくりに当てはめた考えたとき、時の利にかなっているのでしょうか。柴田町、大河原町、村田町の3町合併は本年5月に住民説明会が予定されております。そして、翌月6月住民投票、つまり、あと4ヵ月後に3町の民意で天下分け目の一度破綻した合併が敗者復活戦で挑戦するかのごときであります。決断が下されるとき、なぜあえて4ヵ月も待てずに条例を提出するのか、町長個人の得意な作意が感じられます。個人の作意は別にして、7万5,000人の仙南中核都市をつくるか否か、究極の選択であります。

時代は地方分権に入りました。国県は仙南を指導できる責任ある都市を求めているのであります。私は時を読む必要があると思ひます。その時にあわせた時代の合併は、その時代のまちづくりであると確信しております。私は小さな住民自治基本条例ではなく、時代に耐える、時に耐え得る住民自治基本条例であることを望んでおります。

二つ目、地の利を考えたとき、生活圏が一体になっている3町が柴田・大河原・村田の垣根が取り払われた生活を考えたとき、まさに沖縄がアメリカの呪縛から解き放された日本に帰属したい思いと一緒にあります。同じように、町、自治体が違うということは、大人たち日常の会話、おはよう、こんばんはという隣組のあいさつから、子供たちの学校の行き帰りの言ったらっしゃい、お帰りなさいも空々しい言葉に聞こえるのであります。隣合わせで区行事の掃除の日の違い、隣同士のPTAの行事のミスマッチもいら立ちを増幅させます。さらに、保護者、中学生のいら立ちを増すのは、柴田町の町会議員の不見識だと指摘されております。柴田町の西住地区から大河原の中学校に越境通学させているから事足りていると述べていることが聞かれます。保護者、生徒にとって大河原町に超過負担をかけさせ、他町の学校に通う心の弱さのひだをわからないのか。そんな議員が柴田議会にいること自体許せないとの声もお伝えしておきます。

ちなみに、同じ状況は角田市の神次郎地区から船岡小中学校へ、村田町の沼辺地区から大河原小学校へ、垣根を払い同じ町で同じ空気を吸う、住民自治基本条例で可能かどうか賢明な委員の皆様判断にお願いしたいと思います。

地の利の最後の言い分は、宮城仙台と、山形の県境と福島県境と、まさに3県とのトライアングルの中心であります。3県に発信できる、3県から情報が集まる基本条例は、合併市でさらにもまれた条例でいいものになるのではないかと思います。今のメンバーに大河原町、村田町のメンバーを入れたカクテルの条例に期待いたします。大河原町にも村田町にも大小はあっても、まちづくりの委員会とかワークショップはできているのですから協働を提案させていただきます。

三つ目、人の徳であります。何事でも説得する人が納得させられる人に信用がなければ話を聞いていただけないし、すべての物事が進みません。特に、条例は人の心に呼びかけるナイーブなものであります。北風と太陽、孟子の性善説、そして老子の不作為の心を持って住民の方々にお話をするのが王道かと思います。この例は、皆さんはどうお思いになりますか。さきの3町合併の法定協議会で合併の17年4月以降に自治基本条例制定が記述されておりました。しかし、柴田町は16年6月に住民自治基本条例の委員会を立ち上げたのであります。合併破綻は、その後9ヶ月後、17年3月でした。

最後に条例の中身に触れたいと思います。町長と同じ議会は代議制であります。住民投票は議会の権能と相反するものであります。また、ニセコ町では議会みずからに自治基本条例のかわりをゆだねたのでした。その後、当然議会みずからが条例を加筆いたしました。柴田町の現状から町長の宣誓について考えたいと思います。柴田町では3児童館は廃止の考えがありました。しかし、一つの児童館だけ廃止通告をいたしました。廃止通告は3児童館一緒が原則だと思います。6小学校に放課後児童クラブ4校、未整備2校、整備クラブの延長保育を認めました。6校児童クラブ実施後に延長保育をするのが原則だと思います。首長の権限は議会と比しても絶大です。だから、完璧さが求められています。しかし、だれもが完璧ではありません。児童館の件、放課後児童クラブの件を見ても公正公平の柴田町か住民に対し首長の宣誓は絶対に必要であると考えます。

もう一つ、柴田町の町民憲章は文化であり財産であります。村田町、大河原町にもあろうかと思います。3町の憲章を束ねた住民自治基本条例との整合性をとっていただきたいと思います。

重ねて条例をつくる会の皆様に申し上げます。この条例は柴田町、村田町、大河原町3町の

礎として発展していただきたいと思っております。ゆえに、原案反対の理由とあるべき希望を  
付し同僚議員の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤一男君） 次に原案賛成の方の発言を許します。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 私は柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に限って賛成の立場で討  
論いたします。

最近の地方自治体は議会制民主主義による間接民主主義と、住民発議による合併協議会や住  
民投票に見られる直接民主主義との併用の中で運営を行うことが一般化されてきております。  
これは行政や議会に対して意見を言いたい、もっと行政に住民の声を反映させたいとの思いが  
高まってきたからにほかなりません。こうした住民の参加意欲を決して行政や議会に対抗する  
動きと考えたり、あるいは警戒心を持って扱うべきではないと思います。私たち議員は原点に  
返って私たちを選ぶ住民が直接自分たちの考えや提案を出すということは、まちづくりにおい  
て大変意義のあることと認めるべきであります。

常に地方自治は住民に根差したものでなければならず、こうした住民の直接民主主義的な要  
求の否定は、私は議会の自己否定につながりかねないと思います。住民がまちづくりに意欲を  
持って参加できる制度的保障をつくっていく今回の住民自治によるまちづくり基本条例の制定  
は、これからの地方自治にとって必要不可欠なものであると思います。

まちづくり基本条例は、議会を軽視するものでも二代表制を否定するものでもないと思ひ  
ます。地方分権時代を迎えて住民・行政・議会が一体となってまちづくりを進めるためのもの  
です。私たち議会こそ住民の目線で、目線を常に意識し、さらに住民に信頼される議会となる  
ためにもこの条例を育てていくことが住民から選ばれた議員の役目ではないでしょうか。

合併協議中であることを理由に反対する意見があります。体質や仕事の進め方が違う3町が  
合併するとなると、なおのこと合併時の混乱を避けるために住民参加や協働の仕組みのルール  
を事前に定めておくのが本当の意味での新たなまちづくりと言えるのではないのでしょうか。住  
民自治によるまちづくり基本条例は、合併するしないにかかわらず自己決定自己責任で地域の  
運営する分権時代には必要となるものであります。私はこの住民参加と協働によるまちづくり  
条例を制定し、住民とともに前向きにまちづくりに努力していきたいと思ひ、この議案に賛成  
いたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。まず原案反対の方の発言を許します。17番杉  
本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎です。住民自治基本条例、私はこれまで、先ほども申し上



げたんですが、町長とは大変長いお付き合いをさせていただきました。先ほども話をしたんですから、もう反対討論する必要はないなと思ったんですが、実はきのうある議員から「杉本さん、あした基本条例どうすんの」と言われたから「私は反対するんだよ」と言ったら、「では最後の反対討論だね、杉本さんにとっては卒業論文になるのかな」とこう言われました。卒業論文ということになりますと、私が今ここで反対討論をして、私の意見が通らなくてみんな賛成をしてしまうと私は卒論が通らなくなったわけですから、もう議員をやめられなくなる、大変な危機感を持って今ここに立っております。どうか、皆さん、私の反対討論に賛成をされて、そして私が心置きなく議員を引退できるようにご賛同をお願いしたい、こう思います。

実は先ほど申し上げたように、言いたいことはもう既にかかなり言い尽くしておりますが、卒論と言われましたから、いろいろ言いたいこともありますけれども、四つに絞ってお話を申し上げたい、こう思います。どうぞ合格点をつけてください。

一つは、政治とは何か。私は町長にこんなことを言うのは大変おこがましいんですが、釈迦に説法ということだろうと思うんですが、これまでも町長には一般質問などで議会との理解、議会との信頼関係を築くことが町長の政治目標を達成するのにとても大事なことなんだ、こういうことを申し上げてきました。しかし、町長は議会との信頼関係よりも自分の信念を貫くことを優先されたのかなとこんなふうに思います。そのために私の話は余り聞いてもらえなかったような気がいたします。しかし、私はやはり自分の信念を貫くということも政治家にとっては大変大事な姿勢だとは思いますが、しかし、自分の信念だけで政治はやれるのか。大変疑問に思います。私はかつて平野町長さんにこんなことを言われました。「杉本君、政治は妥協だよ」、こう言われたんです。私はそのとき平野さんから妥協だよと言われると、何となく平野さんの考えに賛同しなさい、こういうふうに聞こえたんです。妥協というのは、やはりお互い原則をきちんとわきまえて、わきまえた上でお互いに一致点を見出して歩み寄るのがこれが妥協ですよ。平野さんのはこれはおれのところに寄ってこいということだから、これは野合だな、なんていうことで私は大変反発をしたことがありました。しかし、この間、2月16日、大河原で仙南町村議長会による議員研修会がありました。講師先生が今の政治は与党か野党か、右か左か、100かゼロか、こういういたずらに違いだけを際立たせてそして対立を先鋭化させるような政治になっておる。これは政治というものではないのではないか。政治というのは、いろいろな異なる意見をいっぱい出し合って、そして本当に精力的に話し合いをしながら妥協を重ね、そして一致点を見出していくのが、これが政治ではないか。こんなことを言われました。

私は今、議題となっておるこの住民自治基本条例についても、町長は本当に純粋で一本気で

情熱的な人ですから、これは仕方がない面もあると思うんですが、大変クールに割り切り過ぎる部分があるのではないかと。今度の議案を提案するにしても、私は、町長は根回しは嫌だと言いますから、根回しと十分なる事前説明は違うのではないかとこういうことを言ってきました。そういうやはり手続を抜きにして町長は今回ゼロか100か、こういうことで提案をされているのではないかと。私はそういうやり方は本当に無意味にといいいますか、あなたは町長派か反町長派かの踏み絵を踏ませるようなやり方になっているのではないかと。その前にやはり議会に誠意を持って話し合いを申し入れる、そして話し合いをする。こういう手続が欠けているように思えてなりません。

この間、これは勝間和代さんがテレビで話をしておったんですが、我が国には政治がなくなつた。あるのは私利私欲の住民には全く関係のない権力闘争だけがある。私はその話を聞きながら柴田町をそうしてはいけない、柴田町から政治をなくしてはいけない。政治というのは、先ほども話したように本当に精魂を尽くした話し合いが政治だとかう思ってこの話を聞きました。そういうことがまず欠けておるということを申し上げておきたいと思います。

それから二つ目、これも先ほど質問の中で申し上げたんですが、町長は邪魔な議会を鬼に見立てて、そして住民を見方にして果敢に鬼退治をしている、その快感を味わっているのではないかと、こんなことをこの間申し上げたことがあったんです。それは滝口町長がなぜこういうことを申し上げたかといいますと、これも先ほど申し上げたんですけれども、滝口町長が広報しただけで、極めて明確かつ断定的に、町民は自分たちの思うように行政が進まないことにいら立ちを持っておる。そのために代表民主制を邪魔にしておる、議会を邪魔にしているということのをこれを堂々と広報しただけに書いているんです。先ほど町長はこのことに弁明をされました。私は一般質問でもこの話をしましたが、そのときも町長は弁明をされました。しかし、いかに弁明を尽くしてもこれは印刷物として載っているんです。全町民がこれを見ておるんです。そういうことで私は町長に申し上げたいのは、あの広報しただけでああいうように書いておるけれども、4万町民がいかに今この町の政治にいら立ちを持っているかのように書いているけれども、しかし、4万町民が本当にいら立っているのか。私は逆に、先ほどどなたかが、百々さんだったと思うんですが、質問されましたが、今、住民自治基本条例で本当に関心を持っているのは率直に言って数えるほどの人数ではないかと。カラスの鳴かない日はあっても町の広報に住民自治という名前が出ない日がないんです。それほど宣伝しながらも余りみんなは関心持っていないのではないかと。

そういう意味では、町の行政がおれたちの思うようにいかないからいら立っている、こんな

ことはうそだと思うんです。そういうことで、むしろ私は、町長にこの間申し上げたのは、町長にとって議会がけむたいから町民にかこつけて町民がこう言っているんだ、だから議会は要らないんだとこういうことを言っているのではないか。こんなふうに思われます。ただ、私は議会が町長にけむたがられているということは、議会が議会としてまともにやはり機能しているということだと思うんです。町長から褒められるような議会になってはいけない。町長から嫌われるような議会にならないと議会の存在感、議会が議会として機能しているとは言えないと思うんです。そういう意味でこれからもやはり町長に対してはきちんと物を言う、そういう議会でなければならない。それが邪魔だからこの条例をつくるのだとすればこの条例はむしろやはり悪法になるとこう思います。

次に、私は先ほども申し上げたんですが、住民自治の定義、これもやはり大事だと思うんです。町長は団体意思とか住民意思とかこう言われますが、しかし、やはり今地方自治体を運営する意思決定をするのは議会だけなんです。それ以外にありません。町長は住民住民と言って、住民から直接意見を聞いて運営しようとしておりますが、そんなことはできるわけがないんです。あくまでも議会が、議員が町民の意見を聞きながら、そして町長から提案されたらそれが正しいか正しくないか、住民の声を背中に背負って決定するのが議会なんです。そういう意味では、私は議会の責任、議会の役割、任務、大変重要だと思います。それがやはり町長にとっては、大変これは邪魔になるのかなとこんなふうに思います。

住民投票、これは住民投票住民投票と言いますが、そんなに住民投票しなければならない問題というのは多いわけではないんです。常設住民投票制度なんて言っていますが、常設しなければならないぐらい、そんなに住民投票する案件がありますか。今まであってもこの間の3町合併のときだけです。白石には産業廃棄物の問題だけです。全国的に数えても戦後60年、ほとんどないんです。数えるほど、この四、五年、合併問題で住民投票が行われるということがせいぜいなんです。そういうことからすると住民投票制度、常設の住民投票制度を置くということは、本来町長とうまくいかないのが当たり前の議会から、町長が待ったをかけられた場合に住民投票をして、そして住民投票の声がこうだったということで自分の政治を思いのままに動かそうとする危険すらあるんです。そういうことから私はこの住民投票制度、これは一番危険だと思います。そういうことで住民投票制度については、私はむしろこれを認めることは議会がみずからやはり自殺行為をするようなものだとこんなふうに思います。

それから、先ほども申し上げましたが、四つ目としては中身を見ますとほとんど住民憲章でも済むようなやつなんです。そして、力を入れているのは何かといえば、先ほども話をした住

民投票とそれから推進センターとか推進委員会ですね、それが目標なんですね。これをもってやはり住民の声だといっても、そんなに4万人の声ではないんです。ほんの一握りの声を、一握りの人たちを集めて、これを住民の声だ住民の声だと言いながら議会の声を少しでも弱めよう、こういうのが目的のような気がいたします。決してこの住民自治基本条例、これを通してはいけません。これはあくまでも議員の自殺行為につながります。どうか私の卒業論文、合格できたでしょうか。できたとすれば、ぜひ反対をしていただくようお願いをさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 本日はこのまま会議を続けますので、ご了承願います。

次にほかに討論ありませんか。次に原案賛成の方の発言を許します。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 10番我妻です。賛成の立場で討論させていただきますが、杉本さんの後に討論をするということは、大変勇気の要ることです。今まで八戸の議会に行ったり、去年は飯田市に勉強に行ってきたのも一緒なんです。ところが、どこか違って右と左に分かれてしまうんですけども、杉本さんは卒論ということなので、私も卒論を昔やってきたんですけども、教授が「我妻君、卒論だね」と言うから、「先生、どうなんだろうね」、「いや出ていただきます」と。なんだこれ、出て行っていただきます、そういう考え方もあるんだなとそのときは思っていました。きょうは杉本さんの政治と議会についていろいろここでお話いただきましたけれども、私はこの条例ということでお話させていただきます。

昨年長野県の飯田市にまちづくり基本条例の研修に行った際、飯田市ではこの住民基本条例づくりが合併問題から出発しているのを伺いました。歴史や伝統、地域の特性などが異なる町村や部落をどのようにまとめ、まちづくりを進めていくかを模索しているときに、東京大学名誉教授の大森 彌先生のもとに指導していただきながらつくったいきさつを市議会の皆さんに伺いました。その後、つくった、制定前ですけども、議員みずから各地域に出向き住民説明会を何回となく開催し、内容を理解していただき条例化ができた、そういうことです。その意味では、私たち今柴田が置かれている立場、3町合併になるか道州制になって強制合併になるかわかりません、将来は。しかし、そういう合併があったときに、この条例の仕組みは新しいまちづくりに役立つのではないかと、そう信じております。

槻木、船岡も合併して約50年経過しますと、新人類の方が出てきております。そして資源回収などもできない部落があると今年の議会懇談会のときに聞いております。私が住む4区、新町では、昨年からは資源回収を始めております。初めはダンベル体操の女性メンバーとそのご主人たちが女性区長に協力して資源回収運動が始まりました。これはダンベル体操ができたことで4区新町の新しいコミュニティができたのではないかと、そんなふうと考えております。こ

それを機会に、今後新しい活動や運動が誕生するのではないかと大きな期待があります。

しかし、そこには基本になるものが必要であります。それは、旧来の町内会や地域住民意識の団体を新しいコミュニティに参加しようとする気持ちを起こさせる、融合させる政策であります。これから検討されるまちづくり推進センターが、問題解決に大いに力になるのではないかと、そんなふうには私は考えます。条例ができれば、住民、執行部、議会が一丸となり住みやすい柴田のまちづくりができると信じております。

柴田町の議会の権勢と、第一人者である杉本議員は、使いようによってはこの条例は議会の力がそがれるやいばになる、また、議会力の低下を危惧されて心配されておりました。私たちは議会に与えられたチェック機能をフルに使い、まちづくりに運用していきたいと考えています。今後のまちづくりにこの条例は大いに寄与するものと信じております。以上で私の賛成討論とします。ありがとうございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。私は柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

まず最初にこの場をおかりして条例案がまとまるまでに行われた、つくる会の皆さんの長い時間をかけた努力に敬意を表したいと思います。まちづくりを進めるに当たっては多種多様な価値観、考え方があり、それを一つの形にまとめるに当たっては、並大抵の努力ではなかったということは想像にかたくないわけであります。私は、議員としてつくる会の皆さんの情熱と努力にこたえなくてはならないと強く感じております。

さて、今回出されています条例案は、基本条例のまさに基本部分の条例であります。まちづくり基本条例の全体の完成を見るためには、さらに別条例の定めをすることが必要であります。

先ほど来、さまざまな問題が討論の中で出されておりますが、私は特に今回のまちづくり条例の中で意義を感じておりますのは、住民投票の部分であります。今、全国でさまざまな世論を二分するような自治体で起こっている問題を、住民投票で住民の意思を確認するということが大き流れになっております。もちろん、議会の中で議論を尽くして町の将来の結論を出すということは重要ではあります。しかし、その問題が含むさまざまな利害によって、議会の結論がそこに住む住民の総意とならないことが往々にしてあるということも事実であります。そのために住民の側の最後の切り札として住民投票が常設され、そして必要なときに使えることが重要であります。もちろん、住民投票制度が乱用されないようハードルを厳しくし、そして適用するかどうか厳しく議論されなければなりません、絶対にこれからの時代にとっては

必要な制度であります。

私は、今回の条例案が出てくるまでの期間、素案の段階からつくる会の皆さんから提供していただいた資料も検討し、そしてまた、幾たびか議会に対して呼びかけられて説明の場も設けていただきました。素案以降、町として原案を考える際にも担当の町職員と意見交換をする場を1回、2回となく複数回設けていただきました。その中で私が感じたのは、つくる会の皆さん、そして実際に今回の原案を作成された町職員の皆さんも、この原案をつくるに当たっての中で、大きく認識をかえられてきているということも実感しております。最初、私は実は素案を見た時点では、特に議会に対してはかなり厳しい意見も寄せられておりました、おっと、思ったこともありました。しかし、その時点で私の感想は、もっと私たちの活動を見てほしいということでありましたが、その後、意見交換もし、そして恐らくは私たち一人一人の活動も見ていただいたのではないかと思います、私たち議会に対する理解も深めていただいたと感じております。

まちづくりの事業は、今回議論に付されております条例が制定されたことでゴールを迎えるとは考えていません。むしろ、これから町民一人一人の心を拾い集めていく息の長い事業になると思います。しかしながら、物事には何事も最初の一撃というのが重要であります。まちづくりを進める機運というのは、何か自然発生的に起こるものではなく、住民がみずからの意思でやろうと思立ったことから始まるものであります。今回の条例の制定は、小さな一歩ではありますが、柴田町民にとって今後の歴史において偉大なる一歩になり得る可能性を持つものであると私は考えています。何よりも今回条例の提案に対して尽力をされたつくる会の人たちは、この作成の作業の中でまちづくりはこうあるべきだという一家言を持ったまちづくりのスペシャリストになられていると私は感じています。今後も活動は継続されるようですが、まちづくりのあらゆる場面でさまざまな提案、さまざまな活動に参加され、そして大きな力を発揮されるのではないかなというふうにも思っております。

同僚議員の皆さん、町民と議会と行政がまちづくりの新たな一歩を踏み出すためにも、ぜひ今回の柴田町住民自治によるまちづくり条例を制定しようではありませんか。皆さんのご賛同を呼びかけます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論はありませんか。3番水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例について賛成の立場から討論いたします。

高度成長時代においては住民が求める行政課題は順調にサービスが提供されてきました。しか

し、住民ニーズの多様化により行政課題は多種多様に膨らみ続け、すべてのことを行政が行っていくことは難しい時代となり、より多くの市民参加を得ながらの行政運営が不可欠になってきました。

この条例では情報公開から一步進んだ情報共有を定義し、町民、町、議会それぞれの役割を明記し、多くの住民が参加することを呼びかけております。また、条例の見直しも規定され、形骸化することへの懸念も示されていることは今後の社会の変化に対応するものであり、評価されるものだと思います。

私も長野県飯田市に行って勉強してまいりましたが、長野県飯田市では、議会が主体となり4年の歳月と時間を費やし議会として地区説明会を行うなど、市民、議会、行政が市民全体のまちづくりを進めるために意識をかえていくことが大切であるとし、住民だけではなく、自治の担い手である3者、住民自治は育っていないという話もありましたが、3者が変われば必ず飯田市が変わると考え方を述べています。制定後にこの条例がいかに町民生活に生かされるものにするか、制定はスタートラインに「ムトス」ということで、前文で住民が主体となった参加と協働によるまちづくりの実現を目指し、未来に向かって持続発展するようにとの願いを込めたとあります。つくる会の皆さんの幾多の会話と時間をかけて生み出した条例が基本となるまちづくりが、新しい柴田をつくり発展することを願い、この条例に賛成するものであります。

同僚議員の賢明なる判断で、賛成くださることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

**これより議案第2号、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

○議長（伊藤一男君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会といたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時08分 延 会

---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年2月19日

議 長

署名議員 番

署名議員 番